

(午前10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第5日目の定例会を開会いたします。

会議を開く前に、町長より、北支所の工事が始まっておるようですので、議会に対して経過の報告をお願いしたいと思います。

総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） では、私のほうからちょっと北支所の件でお願いを申し上げます。

北支所のこれまでの経過につきましては、議員協議会等、議会等で経過についてお話をしてきたところでありますが、ようやく工事が始まっております。事前につきましてちょっとご報告申し上げなかった件については申しわけなかったと思っておりますけれども、現在の北支所を建てかえまして、同じところに平家建ての新北支所を建築するというものでございます。その同じ場所でございますので、仮庁舎としまして、現在の水道庁舎について広域のほうにお貸しをして、工事が完了するまでにその中で消防、救急業務に当たるというものでございます。水道庁舎の機械等につきましては、既に庁舎のほうに移設をして、管理上前から役場のほうで管理をするということでございましたので、機器等は既に役場庁舎のほうに移転をしておりますので、それに関する支障はございません。

なお、今やっておる作業は、仮庁舎のための車庫を今つくっているところでございます。順次準備が整い次第に水道庁舎の内装を行いまして、次に現在の北支所の解体と、その後地盤等の工事を行いまして、今年度中、多分3月までにはかかるのではないかと今状況でございまして、工程表につきましては、今後広域事務組合のほうと詰めながら、経過について打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。若干の間、3月までになるかと思っておりますけれども、駐車場が手狭になる分、あとは工事車両が出入りする分につきましては皆様方にご迷惑をおかけすることになるかと思っておりますけれども、何分こういう状況ですので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） なお、教育課長、佐々木明君から本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご報告いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1、報告第2号 専決処分の報告についての件**を議題とします。

質疑を求めます。質疑はありませんか。質疑はありますか。議席番号8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） この報告2号については、平成23年度の一般会計の補正のようであります。今

年度は8,800万の追加補正をしたということで、いろいろ精査した上でかなり減額補正されているなと思っています。これは、増額よりはある意味では、減額ということは財政的にはこれ健全なのか、あるいは執行した事業がある意味ではそれほど金はかからなかったかというような減額補正もあろうかと思えます。昨年に引き続いて町債の繰り上げ、町債の返還をしています。それで、ことしは1億3,000万ということで、当初予算では公債費を8億8,000万ぐらいだったのですが、これを入れることによって10億になったということで、これを返すことによって全体的に公債費比率が若干下がるわけですね。どの程度下がるのか。

それから、これ縁故債のようですから、多分制度資金以外の銀行とか農協とかの資金ではないかと思うのですが、その辺の説明をお願いしたいと思えます。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） まず、繰上償還でございますけれども、これ臨時財政対策債でございます。

これが内容的には平成18年度に真室川町農協を相手として借り入れしました。この当時税率1.6%で2億3,100万を起債したわけでございますけれども、これの23年度末の現在高4,025万8,000円、これが1件。さらにもう一件として、平成19年度に同じく臨時財政対策債として、同じく真室川町農協からこれは利率1.5%で借り入れしました2億3,100万のうち、23年度の末現在高の1億7,470万6,000円のうち9,700万。合計でここに記載してあるとおり1億3,725万8,000円の繰上償還を行ったということでございます。年利が1.5%、1.6%というものについて行わせていただきました。これによりまして、前にもちょっとお話ししましたけれども、これ38年度までの分でございます。約2,025万円の利息の軽減につながっているということでございます。これによりまして、町債残高、見込みでございますけれども、これが22年度が60億7,300万ほどございましたが、23年におきましては56億6,000万ぐらいになる予定でございます。ちょっと公債費の率の計算はまだ行ってございませんので、金額ということでこの場ではお願いしたいと思います。56億6,000万程度に減少するという予定でございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） これ3月の資料の中では地方債の残高53億となっているのですが、これ24年度の末のことですか。今総務課長26億と言いましたね。

（「56億」の声あり）

○8番（佐藤正美） 56億と言いましたね。これ3月の資料なのですが、24年度が債務残高、一般会計で53億8,000万というような資料になっていますけれども、これぐらいに減っているのではないのですか。これよりもっと減るのではないかなと思うのですが。

（「24年」の声あり）

○8番（佐藤正美） うん。

（「これ23年」の声あり）

○8番（佐藤正美） いや、ここに24年って書いています。

（「今言ったのがあれでしょう」の声あり）

○8番（佐藤正美） あっ、そうか。済みませんな。当初23年度末でそのぐらいになると。ただ……そうか、そうか。今年度が……そうすると、今年度分も入れて26億ということ。今回の繰り上げを入れて。

（「56億」の声あり）

○8番（佐藤正美） 56億と。なるほどな、はい。

そこでなのですが、一つの財政運営のこれ手法だと思うのですが、最近の交付税あるいは補助金いろんなものを見ますと、政権がかわってばらまきという点もあろうかとは思いますが、比較的、余裕があるとまでは言わなくても、かなり財源は入ってきていると。町長は、さきの質問の中で、債務残高をどこまで減らしたらその余った財源をあらゆる分野に投資できるのだかということをしてたしか質問されたら、「30億ぐらい」なんて言いましたね、前。たしか言いましたよな。

（「大体」の声あり）

○8番（佐藤正美） これ30億まで減らすには、例えば今年度にしてもそうなのですが、全体的には10億の公債費を計上しているわけですが、それ全部借金に当たるわけではないわけですから、当然町債予算というのを上げて、最終的には公債費というのを計上するわけですが、大体約半分ぐらいの返済になるのではないかと思います。仮にそれ町長の目標に至るまでには何年ぐらいかかるものと考えています。仮に30億とした場合には。現在56億ですから、5億ずつしたって30億だと6年ぐらいかかりますね。

（何事か声あり）

○8番（佐藤正美） これ単純計算ですからな。大体その年度というのは財政運営の中でどのようなスケジュールで考えているものです。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 私が前勉強した時点では、一般会計並みではないかというようなことで認識しておりました。ですから、ある程度目標に近くなったと思っていますけれども、前も言ったように最上町では、昨年だったと思うのですが、34億、一般会計です、の町債。ですから、以前にも最上町さんというようなことでいろいろな点について比較された記憶があります。その点で、やはりそこら辺まで減らしていかないとまずいのかなというような考えも出てきたことは確かであります。その辺は町としての独自の考えもあってもいいと思いますし、またある程度の福祉施設なりスポーツ施設なり、当町には郡内でも他に比較してまさっている点が多くあると私は認識しております。その点を踏まえながら予算の執行を考えていければいいのだろうと考えているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 何でこんなことを質問するかといいますと、財政運営は執行部の手法ですから、これは町民の要求に100%こたえるということは当然ながらこれ難しいと思います。しかし、最近各地方自治体の投資というのは箱物をほとんど卒業しました。今投資されているのが橋、道路あるいは通信インフラといいますか、携帯電話、光ファイバー、そういうものに特化して投資されているようです。その反面、仮に年間トータルして少なくとも思ったより財源が余裕があったなといった場合に、例えば経済対策、この町の経済を高揚させるための何らかの事業にそういうものをもう少し投資してもいいのではないかと。余りにも残債を減らすことに集中することによって、決してそれ以外の分野に、これは農業、商業あるいは教育、福祉いろいろあるのですが、やっぱりそれはそれなりにやっていると思います。でも、さらに少なくとも財源的に余裕あった場合にはもう少しそういうものに投資してもいいのではないかと私思うのですよ。結果的に、これは公共的な財産ですから、当然ながら投資的效果というものをこれ検証しなければなりません、むやみに金を使えというわけではありませんけれども、やっぱりこの地域の経済を還流させるためにどうするかということを精査した上で、そして余裕のあった財源はやっぱり使うべきだと私思うのですが、ぜひともそういうことを考えてやっていただきたいし、今後のこの財政運営についてちょっともう一度質問したいと思います。どのような考えを持っているのか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） この間のことにつきましては、交付税の効果ということで外山議員の一般質問にもございました。あとこれまでもいろいろな決算の中で剰余金ある程度出てきていると、繰上償還しているということで、積極的な運営というふうなことも言われておりますけれども、例えばことしの24年度当初において、投資的事業につきましては新庄を含めた最上管内で私どもが2番目でございます。前からこれは言わせていただいておりますけれども、投資的事業については新庄市を除けば真室川がここ数年投資額は最高額来てやってございます。なおかつ大事業、インフラ等もこれまで整備させてきていただきましたけれども、これらの数値を要するに調査比較ということは皆様にお示しをしてまいりませんでした、管内状況を見るということにすれば私どもがこの投資的事業にかなり力を入れてきているという実績についてはご理解をお願いしたいと思います。満遍なくやったものでございます。過去の申し上げましたその当初予算の概要説明書の中の単独費の中でもかなりの予算をつぎ込んでございますし、なおかつこれまで、これは先ほど、近ごろ出した数字ですけれども、うちで入札しました各種事業について町内企業の落札受注割合でございますけれども、これは常に70%を超えておるわけです。多いときで80%ぐらいになっているという経過を踏まえてきてございますので、経済効果についてはこれらのさまざまな事業をするに当たって工区割をするなど、地元の業者さんが受

注しやすいような工事の内容にした上で、それに従事されている従業員の方々の生活の安定というものを図ってきたという努力はこれまでもしてきておりますし、今後もその方針については変わりはないものであります。ただ、30億までとなりますとなかなか、今のご存じのとおり政府の交付税等、いわゆる財政状況が不透明でございます。今回も消費税が先行して、社会保障の一体化というものは前の三位一体と同じように制限が先行しているというようなこともございますので、この先どの程度地方財政に与える影響があるのかということについては甚だ不透明であるということからして、私どもについてもこの公債費残高については他町村と同じ程度まで抑えていきたいと。一般会計ではある程度最上町より多いわけですが、全会計合わせればほぼ私どもの会計の公債費残高については大体同じぐらいの金額となっておりますので、なお今後は一般会計における公債費残高を減らすということについては特に力を入れるということについては今後の方針にも変わらないというものでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 50億台まで減ったということであります。7年前は82億あったわけであります。それを減らしながら今の投資的な事業もやってきたということは理解していただきたいと思えます。

そのふえたというのは、やはり運動施設なり町の福祉施設、いろいろ重点的にやってきたものでありますし、それは大きな財産であるわけであります。ある程度それを減らしてからまた新たな事業ということは、これ今後考えられることだと思っています。特に橋、橋梁関係、答弁一般質問にもありました100を超える老朽化した橋梁があります。それを順次言ったように4億をかけて10年間でやっていくと。橋梁だけではなく。道路もありますし、あと病院等の機器も高額な機器が耐用年数を更新しなければいけないと、そういうことももろもろあります。それらを精査しながら新たな事業というようなことでは、また県でも卒原発というようなことで、エネルギーを原発1基分を火力なり風力なり、太陽光なり水力なりでやっていくというような県の動きも出てきているわけであります。町としましても木質バイオマスというようなことでは始めようとしています。これは、今のところ国の100%補助金でやるわけでありますが、今後新たに議員の皆さんからも指摘されているような電力をつくっていくというようなことではある程度の負担も考慮しなければいけませんので、そこら辺でどのようになっていくかというようなことを十分審議しながら、皆さんのご協力を得ながら進めていかなければならないものとは思っているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。大友又治君。

○7番（大友又治） 正美議員の質問にちょっと関連をしますけれども、初めに11ページなのですが、特別地方交付税が1億6,358万3,000円入りまして、地方交付税の総額が32億3,972万

7,000円になった。この内訳を教えてください。というのは、普通交付税は23年の10月で確定しているはずなので、それで、では普通交付税がたしか23年の10月には28億5,647万3,000円入っていたと、ですからその差額の3億8,225万4,000円、これが特別交付税ということではないのか。それで、その特別交付税の3億8,000万というのは非常に多いものですから、この特交のこれの多くなった要因というのがもしわかりましたら教えてください。

それから、その同じ11ページに町有施設基金繰り入れ、つまり町有施設のために9,000万を基金から繰り入れようとしたのだけれども、お金が1億6,358万3,000円特別交付税が来ましたので、ならこれは基金から繰り入れしなくてよくなったということなのですよ。それで、基金の残高が、基金残高というのは決算資料には必ず載っけてくれているのですよ、基金残高が。3月末で、23年度末の、だから9月の決算審査のときには基金の残高というの載っているのです。ところが、町債残高というの載っていないのですよ。それで、先ほど56億だということをおっしゃったので、それはいいとして、決算にもつまり基金という貯金の残高が載っているのであれば町債という借金の残高も載らせるべきではないかなというのがずっと常々思っていたことなのです。

それで、先ほど町長のお話の中で、最上町の町債残高30億、私これをちょっと見てみましたら、市町村概要、これを見てみますと22年度の真室川町の地方債残高が56億なのです。それで、最上町は三十何ぼではないのです。これ48億7,500万なのです。これのほうが正しいのではないかと。町長、まず同規模の30億だと言いましたけれども、この辺もう一回ちょっと確認をしていただきたい。というのは、30億、最上町と同規模の、標準財政規模はうちのほうが大きいのですよね、少しね、だからその中で最上町と同じように30億といたら、やっぱり先ほどの正美議員の質問のようにそこまで減らさないとだめというのは非常に厳しいと。だから、同規模で、これ見てもらうと48億7,500万なのです。町長の勘違いだと思うのです。そこをちょっと確認してください。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 22年だったかは本当に大変申しわけないと思います。最上町がそのぐらいだということで、最上町に合わせるとは言っていないです。真室川としては、私の認識としては一般会計、あの町債ぐらいだろうと、一般会計ぐらいの金額だろうというような認識で、しかし最上町ではもっと少ないというようなことで、今後考えていかなければならないと思っています。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） まず、地方交付税の件でございますけれども、議員おっしゃられた数字でございませう。そのとおりでございませう。

特交については、毎回同じお答えしかできないのですけれども、申請する時点、12月等の分

については算式等はございます。けれども、3月交付分というのは最終交付なのですが、これについては何がどういふふうなということはないということと同じでございます。推測するに、一般的に考えられない災害及び突発的、特殊な状況において必要とされるという表現みたいなことになってございますので、ふえたという観点からすれば、例えば豪雨、豪雪災害による全国的な状況及び東北地方いろいろなものが多分その中で反映されてきたのだろうという程度しか私も認識はできないものでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

あと済みません。各基金でございますけれども、決算書の最後のほうに積立基金ということで増加減少分もございますので、あと議員おっしゃられる比較、参考になる資料という点につきましては前もちょっと言われている部分ありますので、附帯資料等の中でお示しできればなというふうに考えてございますので、どの程度のものまで資料としてお出しすればよろしいのかちょっと検討させていただきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

（「22年度の最上町の町債残高をどういふふうにとらえていますか。一般普通会計の」の声あり）

○総務課長（新田隆治） 済みません。ちょっと今ここに資料ございません。申しわけございません。後ほどお答えしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） それで、繰上償還したわけで、その中で先ほど総務課長、臨時財政対策債、平成18年度、全部これすべて臨時財政対策債ですよ。それで、ちょっと私、臨時財政対策債というのは借りて借りなくてもその可能額の分というのが基準財政需要額の中に算入されるのですよね。というのは、これを、臨時財政対策債の元利償還金というのは100%その普通交付税の算定のときの基準財政需要額に算入されるわけですよ、そうすると私ちょっと心配したのは、臨時財政対策債1億3,700万繰上償還してしまうと基準財政需要額が減ってしまって、つまり普通交付税の算入のときに不利にならないのかなというふうに思ったの。そういうことがないでしょうか。先ほど金利、利息がこれを繰上償還することによって2,000万ぐらいになるのですか、その金利の軽減に、ただそこでその基準財政需要額、その元利償還分が100%算定されるとなると、それと比較した場合にどうなのかなと心配したのですけれども、その辺のことは全然、別に返したからといって、臨時財政対策債を繰上償還したからといって普通交付税が減るなんてことはないわけですか。そこをちょっとお聞きしたかったのですが。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） これ前も交付税削減の代償処置というふうなことで、後年度100%手当てされるという筋合いのものでございます。したがって、これ限度額が毎回示されてきてございますので、これ100%還元でございまして、これ借りなければ損という、言葉はちょっと

と変ですけれども、そのような形で全市町村とも限度額を使っているということで、これに関して繰上償還したということについての普通交付税が減額されるというようなものではございませんので、その辺は大丈夫でございます。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。高橋保君。

○5番（高橋 保） 町税、いわゆる固定資産税、これは決定しているわけですが、徴収率はどのくらいでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 固定資産税ということでございますけれども、まだ決算確定ではございませんけれども、今把握している数字で前年が98.1%、ことしが98.6%ということで、5ポイント上昇しております。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 住民税は。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長。

○町民課長（高橋秀一） 個人町民税につきましては、昨年が98.1、ことしが98.8の見込みでございます、7ポイントの増となっております。

（「0.7」の声あり）

○町民課長（高橋秀一） 0.7ポイント。失礼しました。0.7ポイントの増となっております。

たばこにつきましては、前年もことしも100%でございますので、そのままでございます。以上です。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 11ページの町有施設整備基金繰入金というのは、これはどういうことなのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） これは、同じ資料の15ページ、10款教育費の小学校統合事業費の中に財源変更ということで9,000万円ございますですね、これを、先ほどの質問にちょっと私お答えしていなかったかもしれませんが、これら計算状況を見越しまして一般財源で賄ったということから、財源変更で繰入金を戻したというものでございます。戻したというか、三角の9,000万というものでございます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。6番、名村肇君。

○6番（名村 肇） まむろ川温泉の梅里苑事業特別会計補正予算の……

○議長（佐藤忠吉） 名村議員に申し上げます。今報告第2号の議案審議ですので。

（何事か声あり）

○6番（名村 肇） はい。この繰出金の350万減というふうなことに関連してですが、これは繰出

金は何で350万要らなくなったのか、まず最初にそれをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 3月議会で梅里苑特別事業会計の繰出金を補正していただいているわけだったのですけれども、2月の全日本のスキー大会、それからその他の収入増と経費の減という結果が出まして、繰出金が見込みより少なくとも会計がバランスがとれたということでの減であります。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 12ページの歳出の関係であります。

○議長（佐藤忠吉） ちょっとマイク使ってください。

○1番（外山正利） 民生費の、どの項目で質問していいのかなと。実は生活保護の関係で当町の実態をちょっと聞いておきたいのと、こういうふうにして。

予算とは直接、生活保護費については国が3分の1、自治体が4分の1、この4分の1というのは県と、県の自治体と、こういうことありますので、町の予算についてはついていないわけでありましてけれども、実は……そういう関係で議長質問していいわけですね。

○議長（佐藤忠吉） はい、発言を許可します。

○1番（外山正利） 言ってからだめだと言われると。

生活保護の関係について、今ちょうどマスコミでもいろいろ問題視され、社会問題化になっている状況ですけれども、いわゆる山形県の生活保護費については、全国からすると、全国平均が大体16%ぐらい、その半分ですから、山形県は非常に勤勉な県民性ということが言えると思います。さらに、県内の35市町村だけのデータを見ますと、実はこれ山形県の経済社会研究所で県内の35市町村の生活保護の実態の数値を出しております。これは、連合山形のシンクタンクです。ですけれども、資料そのものは山形県の健康福祉企画課のデータを編成しておりますので、県のデータとそんなに狂っていないデータであります。この中で見ますと、うちの町どうなっているのかなというようなことで、この資料を見て正直言ってショックを受けたわけでありましてけれども、いわゆる当町の生活保護率、これはワーストスリーなのです。ワーストスリーでも限りなくワーストツーのほうに入ってくるぐらいの状況で、一番悪いのが米沢市の11.7と、その次が鶴岡市の8.4、その後に真室川町の8.3と続いてくるわけですが、人口の多い市とか、そういうものについてはある程度こういう生活保護率というのはやっぱり上がっていくのだろうと、こういうような、私そういう感覚でおったのですけれども、当町が8.3%、ワーストスリーと。金山も決してよくないのです。金山町も7.1です。町では真室川、金山というのは県内の町ではワーストのほうに入ってくると。片方、大蔵村などを見ますと1.6%というようなことで、保護者世帯数が4世帯きりないと、こういう現状がやっぱりありますし、やっぱりこれから高齢化社会など進展していきますと、やはりこういう生活保護世帯が私はふ

えていくのではないかなというような感じがします。

そこで、お伺いたいのは、当町の生活保護者数は今どのぐらいの世帯数になっているのか。それから、生活保護に認定をされますと、いわゆる医療補助も無料になるわけです。これは、恐らく県から、町立病院使った場合どういう形で入ってきているかわかりませんが、この生活保護の医療補助がどのぐらい県から入ってきているか、この2点についてちょっとお伺いをして、そしてこの生活保護のワーストスリーの部分の取り組みについて、町長こういう実態を受けて、できればやっぱりワーストスリーなんかではなくて、何か特別な要因があるのか、あるいはうちは老健施設などもちょっとありますので、そういったところでも恐らく生活保護をもらっている可能性などもあるのではないかなというような感じがします、そういったことが影響しているのか。今後やっぱり、住みやすい町づくりとよくこの議会でも出るわけでありますが、こういう数字をやはりクリアしていかないことにはそういう住みやすい町づくりとか、そういうことが本当に絵にかいたもちになるのではないかなというような感じが私しますので、この辺についてこの2点と、今後のこの保護世帯数のワーストスリーをどう克服していくか、こういう考え方について、もしあったら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 大変申しわけありません。手元に生活保護世帯数並びに人員の数ちょっときょうは持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） 大変申しわけございません。私も医療費関係のものについてはきょう資料を持ってきていませんので、後日、後でご報告したいと思います。

（何事か声あり）

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 先ほど大友議員の質問の中で保留了承ございました最上町さんの地方債残高。

22年度の普通会計でございますが、最上町は48億7,500万円、当町が56億600万と。22年度でございますが。という状況でございます。

（何事か声あり）

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 大阪の話は知っておりましたが、当町でも真室川に来た人から聞きますと、特に学校の先生ですけれども、単身が多いとか、片親世帯が真室川は多いなということは聞いておりました。実際周り見てもほかのところよりは多いのかなと思って、そういう影響も出ているのかなとは思っています。そういうところでは確かに、どのような内容のものかちょっと把握しておりませんので、精査しながら、その対応も検討しながら対応していかなければ

ならないものと思います。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） 私も正直言って生活保護の4分の1は私は町から出ていると思っていたのですよ。ところが、予算書見てもどこにも出てこないものですから、町民課長からちょっとレクチャーを受けて、自治体は自治体ですけども、市は4分の1を負担するのですけれども、町村は県が負担するというようなことですので、なかなか生活保護の実態についての質問する機会をどこでとらえていいのかなというようなことがありました。

いずれにしても、当町もいわゆる人口減が続いている中で、私は、もう何回も言うようにですけども、やっぱり雇用創出、働く場所がやっぱりないのではないかなと。雇用創出の場をやっぱりどんどんつくっていくことによって、こういった生活保護率をやっぱり減らしていくとか、それからあと土地柄も恐らくあるのだと思いますけれども、山形県内全体あるいは最上地区全体の風習かどうかわかりませんが、やっぱり容易というのですか、ちょっと苦しいけば隣近所の人が生活を面倒見てやっているというようなことなどもあって、山形県そのものが全国より低いというような数字が出ているわけですけども、当町でもそういうような場面がもしあるとすると、この数字もっと上がるのですよね。ですから、この生活保護の関係については、行政としてもやっぱり注視をしていく必要があるのではないかなと、こういうふうに思います。

唐突な質問で資料もないということですので、生活保護者数と医療補助、県のほうから出る額について後ほどお伺いしたいというようなことで終わりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありますか。佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 12ページの衛生費です。まず、健診です。23年度も終了したかと思しますので、この健診率。それから、子宮頸がん。これ私どもの議会でも請願を受けまして、採択して進めてきた一つの事業でもございますので、この辺の経緯ご説明を願いたいと。

それから、土木費。建設課長、土木費。除雪車運転手賃金を三角していますね。それから、排雪用重機借上料、これも三角。ということは、ことしの冬はご存じのように豪雪だったわけですよ、それで豪雪対策本部を設置していろいろ町民の生活を楽にしようというようなことから、そういったことで設置をして、皆さんには大変な時期を乗り越えてもらったわけです。そういう中で、残念ながら運転手の賃金157万減額になっていますね。何でこんなことが起きたのかなというふうに思わざるを得ないのですよ。3月にも質問しましたように、地域によっては10時、11時に初めての除雪が来ると。人口の少ないところだったらまだいいのですけれども、町の中で児童の登校、下校あります。集団登校。こういったことに不自由しながらこの一冬過ごしたという地域もあります。非常に残念だなと思うのですけれども、この辺の説明をお願いしたい。

それから、10款の教育費です。ことしは大変、23年度ですね、残念なことに平枝と差首鍋小学校の閉校式をやったと。まさか私が議員の中でこうした残念な歴史的なことに立ち会うとは思っていませんでしたけれども、子供の数が少なくなったという現状からして、これしか方法はなかったのだろうというふうに思いますし、地域の皆さんも保護者の皆さんも納得して閉校したと、こういうことなので、さほど心配もしていませんけれども、その閉校式のありようについて若干疑問があったものですから、まして式典に参加した来賓の皆さん、区長さん初めいろんな方が来賓として出席していただきました。そんな中で、今までとはちょっと違った雰囲気、こういったものを感じたということがありましたものですから、これ教育長よりも町長がいいと思います。町長は、執行者の一番責任者でございますので。といいますのも、式典の際、私どもの議長の席次を執行部側に置いたということが今までとちょっと違った印象を与えたと。そんな中で、来賓のその区長さん数名からも伺いました。ましてや先般の一般質問の中でも、二代表制の中で我々議会議員というのは執行部側のいろんなすべてのことをチェックしなければならぬだよというようなことも申し上げました。そういった観点からいいましても、やっぱり執行部側に、町長が議長を立ててくれたというふうには私は思いますけれども、ちょっと意味合いが違うのではないかと、常識的に。そういった意味で、我々は常に、先ほども言いましたように、予算いただいた段階から9月の決算の議会までチェックをしないといけないと、そういうふうな仕事を町民から任されております。そういう意味では、執行部席に私どもの代表である議長を隣に座らせて、来賓の祝辞をお願いしますという執行部側から立ってステージに上がって演壇に向かっているわけですよ。ちょっと違和感あるのです。町の対応としてはちょっと常識的には余り考えられぬではないかなというふうに思われたものですから、この辺のところ、私はできるだけ常識的なことに変えたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、この辺の町長の考え方まず伺っておきます。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 最初に、健診率並びに子宮頸がんワクチン等の接種の状況についてご説明申し上げます。

健診につきましては、特定健診のほうの受診率ですけれども、22年度が30.4%でありましたが、23年度は34%。わずかですが、上昇してございます。特定健診にあわせて胃がん等の検診も行っているわけですが、これにつきましては胃がんにつきましては22年度が34.4%に対して37.7%、大腸がんにつきましては37.4%が44.8%、肺がん、これは非常に受診率低いのですが、16.1%から19.6%等に上昇してございます。また、女性特有のがんとして実施しております子宮がん検診、無料の部分と有料の部分あるわけなのですが、全体で子宮頸がんのほうは23.4%から26.2%、乳がんのほうは37.5%が38.9%というふうに、若干ですが、受診率が向上しているという状況にあります。

一方で、子宮頸がんワクチン等ということで、高校以下、あと小児のほうの接種のほうなのですが、子宮頸がんワクチンにつきましては延べ回数で234回、1人最大3回ということになっていますので、実人数的には81名の方が接種されています。対象となる人数が147名でありましたので、50%をちょっと超した55%程度ということの接種になっております。あと小児肺炎球菌ワクチンですが、これにつきましては延べで68回。これにつきましては、検体ができたかどうかということもありまして2回接種されていない方もいらっしゃるようですので、実員数は49名ということですので。対象者は256というふうに非常に多いので、接種率につきましては15.6%となっております。もう一つのワクチンでありますヒブワクチンにつきましては、延べで58回、実員で41人ということであります。対象者は先ほどの肺炎球菌と同じですので、接種率につきましては16.02ということになっているようであります。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 賃金並びに使用料及び賃借料の減額の件でございますが、これにつきましては平成24年第1回町議会におきまして補正予算をさせていただいたところでございます。その際、賃金は597万円、使用料及び賃借料につきましては448万9,000円の補正をさせていただいております。これをもちまして、豪雪の対象としましてオペレーター30名、15班編成ですか、で豪雪に対処してきたわけでございますが、それにより時間外等も手当てをしております。ただ、時間的に3月31日までの作業期間でございますが、その分で賃金につきましては時間外等も精算しました結果、使い切れなかった分の残でございます。使用料につきましても、排雪作業等の機械の使用料等でございますが、これらも3月31日まで使い切れなかった。ただ、排雪作業等は4月に入ってから作業等は実施してございまして、これらにつきましては24年度予算を活用させていただいて作業に従事したというような経過でございます。

○議長（佐藤忠吉） 町長。

○町長（井上 薫） 変えてきたというのは、昨年度から変えてきたというようなことがあります。それは、町の行事については、きっかけは古河市さんの行事なんかへ行きますと市長が話してから議長が話すと、それから来賓の方というようなパターンのものでありました。佐藤議長からも指摘受けまして、他の市町村のことも聞いてもらったら、ほかでも首長の後に議長がやっているというようなことを聞きまして、それでは町主催に関してはそのようにやっていこうかというようなことでしてきているところであります。来賓の側に座りますと、町だけなんですけれども、国会議員、あとは県議会議員が来た場合一番前というのはいかがなものかというようなことで、便宜上私の隣に座ってもらって、最初にあいさつしてもらって、それから国会議員なり県議会議員に話ししてもらったほうがいいだろうというようなことでこのようにしてきたところでありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） まず、健診のほうですけれども、昨年度よりは健診率、数字では上昇しているようで、結構だとは言いませんけれども、まだまだ残念な数字に終わっているのではないかと  
いうふうに思われます。特に子宮頸がん等のワクチン、これ100%近い利用者というか、受診  
者がおるのではないかなというふうに私個人としては思っていましたけれども、55%というの  
は随分低い数字になっていると思うのですけれども、この辺の要因、24年度に向けてどのよう  
な対策をとるのか、この辺のところをお伺いしたい。

それから、除雪です。建設課長、私は言いたいのは、やっぱり町民の生活、足を守るのだと  
いう意味から、11時や10時ごろの除雪でだれが喜びますか。私はこれ言いたいのですよ。でし  
ょう。でないのですか。使ったけれども、予算余りましたで済まないのですよ、やっぱり。そ  
の年の除雪はいかに豪雪であったとしても、町民が「いやいや、ことは豪雪で大変だったけ  
ども、除雪のオペレーター頑張ってくれたな」と言われるぐらいではないとどうにもならない  
と思うのですよ。ましてやあなた方が指示するわけですから、あなた方の責任も大きいと思  
いますよ。もう少し詳しく話すれば、

—————ほかの地域と違うと思いますよ。そんな中、10時や11時ごろ、通勤にも間に合わ  
ない、集団登校にも間に合わないような除雪体制でだれが喜びますか。私これ言うのですよ。  
どう思います。後ほど答弁いただきます。24年度からしっかり対策とっていただければいいの  
ですけれども。私は必ずとっていただかなければ困りますよ、本当に。

それから、町長は執行者でありますから、私がこうだと言えばそれで終わりになりますけれ  
ども、やはりほかからおいでいただきました来賓、いろんな時間帯をこじあけて、予定をこじ  
あけて来ていただいているわけですから、やっぱり来賓を先にごあいさつしていただけると、  
これは礼儀ではないかなというふうに私は思っているのですけれども、見解が違えば違うでこ  
れしようがないのですけれども、この辺のところをもう一度お尋ねします。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 子宮頸がんワクチンの接種率が低いと、55%ということであります。

当町の子宮頸がんワクチンの接種をしていただいている医療機関につきましては、県の医師  
会との契約の中での広域接種ということを可能にしてございます。町内に小児科、産婦人科を  
標榜している医師がいないということもありまして、主に新庄市内の医療機関が多いのかな  
というふうに思っておったのですが、実際は両姉崎医院でも接種されているようであります。た  
だ、保護者から見た場合に、やはり事前の接種についての説明、その後のフォローということ  
を考えると、どうしても小児科もしくは産婦人科が望ましいと考えられている保護者もいらっ  
しゃるようであります。なかなかこの部分については集団接種という方法をうちの町はとりま  
せんでしたので、それぞれのご家族の判断にお任せしたという部分がやはりこういう結果かな

というように思っています。山形県内でも市部でもやはり同じような状況になっているところは開業医が多い中でも接種率が低いという市もあったようですが、今後の対策としてはやはり子宮頸がんワクチン等を接種することによって将来のリスクが下がるのだという部分の説明と、特に子宮頸がんワクチンに関していけば、ワクチンが万能ではありませんので、その後の将来20歳を越えた場合の検診というものも一緒になって初めて将来のがんになるリスクを減らせるのですもしくはがんになっても早期に対処できますということを啓蒙していきたいなと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 通勤時間帯に除雪作業が間に合うようにというようなご指摘でございますけれども、議員が言われるように23年度の除雪につきましてはまち場におきましてもその通勤時間に間に合わないというような点が多々あったかと思われましても、24年度につきましては保有する機械の配備計画並びにルート等の検討、あと施設関係で駐車場等、また道路と違ったような除雪も担当している関係上、その辺の組み合わせを24年度につきましては見直ししながら、できるだけ早く除雪ができるように、かつあとはオペレーターのほうにも、現在積雪量によって2時の出勤とか3時とか、そういう時間帯でやっているのですけれども、その辺を通勤時間を重視したもので対応できないか検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 町長。

○町長（井上 薫） 議長という立場とすれば、対外的にした場合主体的な立場でもあるわけでありますので、来賓の皆さんからもご理解いただいているのではないかとと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 福祉課長、子宮頸がん、これももう少しやっぱり接種率というか、上げるような努力というか、必要ではないかなというふうに私今感じましたものですから、24年度に向けてしっかりした戦略、計画を立ててやっていただければというふうに思いました。

それから、建設課長、頑張ってみますではなくて、やる気ですというふうな答弁私は本当は欲しかったのですよ。最高の頭脳集団が役場において、できなかったなんて言わせないでしよう、あなた。そういう意味で、あなた方の知恵の出しようによっては幾らでもそういった町民に迷惑かかっていることが防げたと思うのですよ。ぜひ建設課の皆さんの知恵を絞り出してことしの冬に立ち向かってもらいたいと思っておりますけれども、この辺の決意をひとつ。

町長はあといいです。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 決意につきましては、建設課職員一丸となりまして、知恵を絞って対処していきたいと考えております。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで会議を閉じ、休憩いたします。

（午前11時06分）

（休 憩）

（午前11時20分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 先ほど留保させていただきました生活保護世帯数並びに対象者数についてです。まだ県からの確定の数字ではありませんので、概算というか、速報ということでご理解いただければと思います。

22年度末で57世帯、79名でありました。23年度、これ3月の途中だったものですから、末ということではありませんので、ご了解ください。56世帯、73ということになってございます。各年度とも途中で新規があったり、あと廃止があったり、一たん停止されてまた再開されたり、いろいろな形がありますけれども、ここ二、三年、21年がちなみに46世帯でしたので、22、23というように大分多い数字になっているというのが事実でございます。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、報告第3号 専決処分の報告についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

（「何号ですか。何号」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 報告第3号。五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 病院会計の補正なのですが、数字を見てみますと町の繰出金、これが3,700万ほど減額をされております。経営的には少し頑張ってくれたなと、こう思うわけです。中身を

見てみますと、入院、外来収益、これ増収見込みになっています。それらに先生初め、職員一生懸命頑張ってくれたのだなと思うところであります。

そこで、診療費の徴収状況なのですが、前からも少しは未納額というかな、そういうものがあるというような話を聞いておりました。そこら辺の徴収状況についてひとつお尋ねしておきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） 未納者の徴収状況につきましては、今限られた職員の中で電話等々などでの督促はしていますけれども、なかなか訪問までというわけにはいきません。現在の人数の中で精いっぱいでき得ることを頑張っているわけですが、なかなか徴収を上げるというのは難しい面もございます。ただ、未納をふやさないための努力ということは、入院患者が退院するときそのままその日に払えるような状況とか、あるいは夜間来た患者については前もって多目のお金をいただくというふうなことで、後で精算するというふうな形をとって、なるべく未納者がいないような努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 人材も少ないので、なかなか徴収業務にまで手が届かないというような事務長のお話なのですが、これだけではどうにもならぬなというような感じがします。これほどの一般会計からの繰り出しをしているわけです。

金額までは聞きませんが、一般会計のほうではある程度の不納欠損というようなところで処理をしている場合もあるのですが、病院会計の中ではその不納欠損というのはどういう扱いをしているのか、それをお尋ねします。

○議長（佐藤忠吉） 病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） 不納欠損につきましては、22年度に一部やったわけですが、なかなか公平という面で難しい面もございます。必ずしもみんなが払えない状態ではないというふうな状況もございますので、本当にそれがもう病院会計だけではなくてほかの会計でも不納欠損にせざるを得ないような状況の方のみ不納欠損という扱いをしていきたいというふうに今統一した考えで取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 病院事務の中で、このような今徴収業務の中で、まだちょっと緩いなというような感じしました。

町長、これ町立病院です。ここら辺のやっぱり収納率を上げるような努力を何とかしていかなければならないのではないかなという感じしますので、今後のこの徴収に対する対策、何か

考えていかないとと思いますので、町長、こちら辺のお考えについてお尋ねして終わります。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 未収ということで、前もお話ししました収納対策委員会ということでやっております。その中で、特に病院だけということではなくて、水道料、下水道、税もあわせてそういった情報交換をしながら、場合によっては……

（何事か声あり）

○総務課長（新田隆治） ええ、そうです。病院の入院費でありますとか、診療費の未納についてもその中でお話をしております。ただ、そこで細かく個人ごとの状況は出ませんが、その該当する課内での情報交換をしながら、その人に合ったといいますか、その人に応じた徴収の方法を検討しながら対策を講じてきているということは過去からやってきておりますけれども、成果としてどの程度かと言われますとなかなか現状的に厳しいものもございますということではありますが、決して手を、単体で、今電話だけというようなこともありましたけれども、そうではなくて、ほかの未納状況も加味しながら、その人に応じた収納対策を行っているという状況でございます。これは全般的な話でございます。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ございますか。外山正利君。

○1番（外山正利） 病院事業収益については980万ほど補正でマイナスと、こういう数字が出ているわけですが、実は当病院のほうでも高度医療機械、MRIでしたっけか、これについては相当稼働率が悪いということは前々から言っておりますけれども、この稼働率対策についてどんなことを考えてやってきたのか。そして、今のMRIのいわゆる診察料金ですか、料金はあれ別に法定で決まっているわけではないのだと思い、単体の病院で決められるものなのか、その辺についてちょっと。

この2点についてまず最初お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） MRIの稼働率を上げるためにはどうしているのかというご質問ですが、現在3名の放射線技師がおります。3名がそれぞれMRI、CTあるいは普通のレントゲンというふうに自分たちで分けながら、効率をよく、なるべく多くの人数をはけるような形をとっているところでございます。現在アタッチメント等の取りかえがちょっと時間がかかるということで、購入してからかなりの年数はたっているわけですが、なかなか技術が向上していないということもありまして、現在3.4、5あたりの水準、1日当たり3.4か3.5ぐらいの率で、人数で稼働している状況です。

（何事か声あり）

○病院事務長（佐藤 保） 料金については、診療報酬できちっと決められていますので、それに沿って料金の徴収をしているところです。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） MRIも診療報酬で決められているということだとすれば、我が病院だけの問題ではないわけですので、そういう制度、果たして診療報酬でみんなすべて決めてくるというのは私はどうかと思うのです。それぞれの病院で事業をやるわけですから、それは何も料金そのものは診療報酬で画一的に決める必要私はないのではないかなと、こういうふうに思うのですけれども、それは法律ですので、何ともしようがないのですけれども、もう稼働率上げるにはやっぱりちょっと高いのですよね。それを下げることによって、やはり稼働率は上がるわけですから、やっぱりそれはイコール病院事業収益にはね返っていくということですよ。MRIだけ検査を受けに行くということになると、やっぱりあれだけで普通の成人病センターに行く健康診断料金とタイぐらいになってしまう。いわゆる倍ぐらいかかるということですから、やはりなかなか。本当はMRIから見てもらいたいという人は結構いるのですよ。我々の年代は特にそういうMRIでやっぱり見て、頭の中から何からすべて見ていただくということなのですから、これはやっぱり診療報酬で決められるということは、これは絶対直すことはできないわけですか。

○議長（佐藤忠吉） 病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） 診療報酬以外に加算をとるとするのはなかなか難しいというふうに考えています。ただ、技術が向上すれば加算の高い脳とかいろんな高価の、診療報酬の高い部分の診察も可能になるというふうな状況もありますので、医師含め、技師も含めてその辺の技術を向上していく必要があるのかなというふうに考えています。また、人数的にまだ3、幾つというふうなことで大変少ないです。2月から3月にかけて県立病院をMRIの更新をするということで、うちの病院に何とかかわりにしていってもらえないかというふうなあったときには、2カ月の間にわずか3件しか来ませんでした。そのような状況なので、なかなかMRIについても自分たちの中でその画像を判断できるような技術があれば報酬も高くはなるとは思いますけれども、現在の状況ではかなり厳しいのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。大友又治君。

○7番（大友又治） 病院事業会計、5ページなのですけれども、一般会計からの繰入金4,350万安くなるのですけれども、それによって一般会計からの総額予定、これ見るとちょっとわからないのです、分かっているものなのです。それで、一般会計から23年度のこの補正で大体決算に近いものなのかどうか。それで、その1,350万を減額したことによって、では一般会計からは合計額としてはどれぐらい繰り入れられているのか、それをひとつ。

○議長（佐藤忠吉） 病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） 一般会計からの繰り入れにつきましては、3月補正でも1,500万の減額をしたわけですが、今回4,350万円の減額で、トータル的には1億8,150万円になる予定でございます。これ実数にかなり近いのではないかなというふうに思っています。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 前には2億2,000万とかの繰り入れもあったようですので、医師不足の中で入院収益、外来収益が上がっていると。いろんな要素があるかと思うのですが。

そこで、医師不足の問題で、釜淵診療所の内科医が5月いっぱいでおやめになるということで回覧が回ったのですよね、診療体制。釜淵診療所の診療体制、及位診療所の診療体制。それで、回覧が回ったか回らないうちにまた来年の3月までとどまってくれるということで、これは大変うれしいことなのですが、その辺のところもうちょっと対応の仕方があったのではないかなというのが1点と、あとその回覧が回ってきたのですが、その先生が残っていただくということで釜淵診療所と及位診療所の診療体制、回覧回ったので、見ればわかるのですが、ちょっと週何回だとか、それを教えていただきたいと。

それから、その先生が残ってくださるということになったときに、その先生の宿舍の利用というのは今どういうふうになっているのか。例えば先生が来るときにずっとだから常駐していただけるのか、それとも別のところから来て診療をしていただけるのか。では、そうしたときに今までの給料の体制とか、それから先生が来たときのその、もし来るのであれば、常駐したのであれば、その今までのところにいたのであればそれはそのままいいのですが、もし通いで来たときに、通いで来るのであればですね、その宿泊とか、そういうのはどういうふうな見込みをしているのか。だから、今までの給与体制と今後の給与体制がどういうふうになっているのか、その2点をお願いしたい。

○議長（佐藤忠吉） 病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） 小濱先生のいきさつにつきましては、昨日佐藤成子議員の一般質問にもお答えしましたが、小濱先生に関しては、議員もお地元ですので、ご存じかとは思いますが、何回かやめる、やめないでずっと経過した経過があります。その都度ほかの病院とかにお願いをしながら医師派遣というふうなこともなっていたわけですが、今回も小濱先生にはなるべくいてほしいと、このままずっといてほしいというふうなお願いを再三してきたわけですが、1月末の段階ではどうしてももう5月でやめるのだということだったので。ただ、これまでのいきさつもあったものですから、また延びるのではないかなというふうな甘い考えもあったのかもしれませんが、それで再三お願いしてきた経過があったわけですが、なかなか首を縦に振ってはもらえなかった経過がございます。それで、やむなく最上町さん、病院さんとかの医師をお願いしながら、現在の町立病院から派遣できる程度の医師でもってほしいということで回覧を出したところでした。その回覧を見た先生が、やっ

ばり自分が今までこの地域に貢献をしてきたという自負もあったと思うのですけれども、これではちょっと少ないから、自分はまだ少し頑張れるということで、週2回程度はここに来て診療ができるということで、急遽ですけれども、町長との話の中で町民の利便性があつたらということで最後の会談になったわけです。最後の会談というのが、釜淵診療所については週3回、月、火と木曜日、3回の診療ということです。ただ、小濱先生も週2回の診察は確定したいということで、月曜日が振りかえ休日の休みの日が多いものですから、その際は木曜日も診察するというごさいます。そういうことで現在のよう体制になったわけです。釜淵についても、火曜日の午後から行けるということもごさいますので、これまで月2回しかできないのかなと思っていましたけれども、週1回行けるということで、この間私も初めての診察日に行ってきましたけれども、大変喜んでいたというふうに思っています。

あと現在の小濱先生の医師宿舎につきましては、小濱先生の希望で6月いっぱいまでは現在のままお願いしたいということでごさいます。その後は秋田のほうに家を新築したということもごさいますので、そちらのほうから通うということです。料金体系につきましては、現在5月まで支払っている賃金を日割り計算しまして、それでそれにプラス今度は最低限宿泊したいと、梅里苑に泊まって診察したいということもごさいましたので、その素泊まり分だけは補償できないのかなというふうなこともごさいましたので、その分を加味した賃金体系でお支払いをするということで小濱先生からも了解を得ているところでごさいます。

○議長（佐藤忠吉） 病院事務長に申し上げます。

ただいまの答弁で、毎週火曜日午後から釜淵診療所を診療と言いましたけれども、間違いありませんか。

（「及位です。済みません」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 訂正してください。

○病院事務長（佐藤 保） 毎週火曜日午後から及位診療所の診察ということです。

大変申しわけございません。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 前に小濱先生がやめられると言ったときのこの体制がとれないのかなと心配したので、地域医療の本当に、前の体制ですと本当に及位地区大変もう高齢者も多いものですから、それで頼りにしたところ、診療所がああいう形態では大変だなと思ったのですが、幾らかほっとしているところなのですが、ただこれも来年の3月31日までなのですよね。それで、来年の3月31日になりますと、本院のほうのその内科医も定年退職をします。そういうことで、本当にもう今から来年度に向けて、25年度に向けた活動をしておかないと、もうそれこそ本院もだめ、それからもう診療所ももちろんできないというふうな形態になろうかと思うのですが、その辺大変どこも医師不足、それから看護師不足ということで大変だと思うのですが、25年度

に向けて町長その医師不足対策というものをさらにがっちりとやっていかななくてはいけないと思うのですが、小濱先生は3月31日でやめられるだろうと、それで定年退職されるその内科医の先生との、例えば定年退職後どういう形でご協力を得られるかとか、そういうような話というのはいろんな全体の医師不足を含めてどういうふうな方策をとろうとお考えでしょうか。町長にひとつお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 今年度始まる前から、室岡院長も先頭に立ってやるというようなことも言いながら、私どもも協力してやっていかなければいけない重要課題だと思って認識しております。新たに、きのうも話ありましたけれども、町出身の医師にもいろいろ話しかけを今しているところでもあります。不確定なところありますけれども、何としても医師確保できるように今後1年間やってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3、報告第4号 専決処分の報告についての件を議題とします。**

質疑を求めます。質疑ありませんか。高橋保君。

○5番（高橋 保） 23年度まむろ川梅里苑事業特別会計の補正予算なのですが、仕入費の増加やいわゆる営業収益の増収があったために一般会計の繰入金1,631万8,000円から350万を減額したと。そして、既決の9,300万に50万円を追加して9,350万円としたのだということは理解できます。それにつきましても、24年度以降もいわゆるいかに多く集客をもって健全な経営に近づけていくかということが大事なのであって、きのうも実は同僚議員の一般質問の中でいわゆる経営の改善計画といいますか、そういうふうなことが示されました。それには、職員のいわゆる接遇、それからリニューアル、トロッコ列車の活用の方法、それから梅里苑本体での休憩と食事等々、そういうふうなことをやっていくのだというふうなお話でありました。全く私もそう

だと思うのです。それと、昨年から真室川音頭の普及のためあるいは梅里苑の増収のために何とかその手助けをしたいというふうな、いわゆる音頭保存会あるいは真室川運動会館の中で真室川音頭を普及する団体があるわけですから、そこで今の課長も知っていると思うのですが、いわゆる利用料金、もし宿泊客からそういう要請あった場合、そういうものを定めているわけなのですが、きのうの答弁でいわゆる前向きに検討しますということですから、それは結構です。

ただ、その確認と、それから対策をどうするのかというふうなことでちょっとお話しさせていただきますと、今年度の3月、ある真室川の町民の中で法事があったそうです。そして、その男性のほう、夫婦で真室川に来たわけですが、それは酒も入ったことで実家へ泊まったと。あと女性の方が3人まむろ川温泉に宿泊することになったと。そしたらばいろいろ、たまたま会ったものだから、少し夜が更けておったと。そういうふうな中で、いわゆるその酒を飲んだ男性の方がその泊まっていた部屋に立っておったと。そして、トイレさ行きたくて、その宿泊の女性の方がトイレ行ったものだから、トイレまでついてきたと。そういうことをまず確認しているのでしょうか。まず、そこをお聞きしたいのです。

それから、夜勤体制です。職員がどういうふうなことをやっているのか。本当は職員がやっているのかあるいはだれか委託をしてしているのか。そして、その泊まった人たちは一睡も眠ることはできなかつたと、二度と梅里苑に泊まりたくない、こういうふうなことを言って帰っていったそうです。そういうふうな実態があります。

それから、議長にお願いしたいのですが、24年度補正予算の中で項目がありませんので、24年度のついつい最近の話なのですが、出てきているのですけれども、発言許可していただけますでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） どういう内容ですか。ちょっと示してください。

○5番（高橋 保） 仙台の太白区のリトルシニアという野球チーム、そこが50名宿泊のいわゆる問い合わせを梅里苑にしたそうです。6月の末。5日か6日前だそうです。

○議長（佐藤忠吉） その梅里苑の利用についてのことですか。

○5番（高橋 保） そうです。対応の仕方。

○議長（佐藤忠吉） はい、発言を許可します。

○5番（高橋 保） そしたら「何名ですか」と言うから、「子供たちあるいは父兄合わせて50名ぐらいです」と言ったら、「ここは40名だから、お断りします」という、そういうふうな事務的な対応であったと。先ほど申し上げましたように、町長も接遇のあり方というふうなことで言っているわけですので、そういうふうな例えば窓口に対しての対応の仕方、そういったことに対してどういうふうなことでそういうふうな発言をしたのか。もう少し丁寧な、同じ断るにしても断りようがあったと思うのです。それで、結果的にはそのチームは大堀温泉に宿泊するこ

とになったそうです。これは、きのう実は仙台に電話して私に苦情を言ってよこしたのだから、確認したところですが。全体的な、ですからその確認と対策をどうするのか、そこら辺をまず産業課長にお尋ねします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） まず、一番最初の個別の案件が2件お話いただいたわけです。

3月の法事の際に女性客で泊まれたのに男性がついてきたというような事案の報告は私のところまでは受けておりません。そのお客様が、時間帯も何時かちょっと不明でございませけれども、夜も更けたということなので、9時か10時か深夜かということなのですが、基本的にはお客様が不快に思うような事態があればすぐ事務室のほうに連絡通報していただいて、でき得る限りの対応をとるというのを基本にしているところであります。

2つ目の夜勤の部分です。梅里苑の職員は、職員の身分としては1年契約の非常勤職員ということにしております。それで、夜については、1年契約の非常勤職員については勤務については交代制でとっております、夜の部分については夜10時までの勤務となっております。それ以降の夜間の部分については、シルバー人材センターに業務を委託しております、そこから派遣していただいて、1名交代で夜勤の勤務をしてもらっているところであります。その夜勤の業務の中には当然施設巡回、電話対応だけでなく施設内の建物の巡回、当然保安管理という部分も入っておりますので、議員ご指摘のような内容を再度確認をさせていただいておりますが、そのような二度と不快な思いをしていただくことのないよう指導してまいりたいというふうに思います。

それから、6月の団体客のお客様であります、非常にこれも不快な思いをしてもらうことになりまして、非常に申しわけなく思っております。指導としましては、断り方、お客様の立場に立った断り方をしなさいというふうにここ一、二年特に気をつけているところであります。常々役場といいますか、こちらの規則、ルールというものを原則にして運営する立場では「何々だから、できません」というような断り方をすることが多かったのですが、それではお客様の立場に立ったことではないということで、「何々していただけないでしょうか」というお客様へのお願いということを基本にしたやりとり、折衝をするようにという指導をしてまいっているところであります。その6月の仙台の野球チームの事案の内容について、私は今現在把握していないところでありますけれども、検証しながら、そういった不快な思いをしていただくことなく済むようにさらに指導を徹底してまいりたいというふうに考えます。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） やはり2件ともそういうせっかく来てくれるというふうな気持ちを阻害するような、そういうようなことになるわけですので、ぜひそこら辺のことを、支配人という方がおるわけですから、そこら辺と連絡を密にしながら、やっぱり職員の教育なりあるいはその他の

施設運営、管理に不快な思いをさせないような、そういうふうなことを切にお願いして私の質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありますか。名村肇君。

○6番（名村 肇） 梅里苑の事業費の食材費、これ金額のことではないのです。町長は、地産地消で地元にある食材を使って皆さんにごちそうするというふうなことでございます。

そこで、現在食材の放射線の線量などはどのようにしているのか、それを伺いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 梅里苑の食材の放射線の線量検査の関係でございますけれども、梅里苑独自の検査は行っておりません。行っていないといえますのは、食材、農産物等の放射性物質の検査については、県において一括して検査する体制になっております。その結果に基づいて安全性を確認しながら、食材の購入、利用に当たっているところであります。特に梅里苑では季節の食事、季節の食材をとというようなことで、山菜等についてもたくさん利用させてもらっているところであります。その山菜についても放射線の物質検査について県の検査結果をもとに使用を進めているところでありますが、県につきましてはフキノトウ、タラノメ、ウド、コゴミ、ゼンマイ等、普通考えられる一般的な山どりの山菜について放射性検査を進めておりまして、きょう現在確認されている食材はありません。県内において、今まで食品中の放射性物質の検査ということで確認されているのは野生のクマ2頭だけで、あとはほとんどが不検出あるいは検査未済ということになっておりますので、そういった県の放射線の安全情報を基本にししながら、食材の安全の確保、確認を行っているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 名村肇君。

○6番（名村 肇） 県のほうで一括して線量検査というふうなことをしているというふうなことでございますが、山形県は福島県と隣接、宮城県と隣接、秋田県と隣接というふうなことで、かなり広範囲になっております。

そこで、どこの産地のものを県では検査しているのでありましょうか、お知らせください。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 山菜関係の話ですと、県内を県内4ブロック、庄内、最上、置賜、4ブロックに分けて、その中の代表的な産地を1つ指定をしまして、抽出して1品目1点検査をしているという状況であります。

○議長（佐藤忠吉） 名村肇君。

○6番（名村 肇） 4地域のどこか場所は定かでないというような意見ですが、これではやっぱり真室川のせっかく梅里苑にお泊まりに来るお客さんに対して安全か、安全でないかというふうなのは、地元の食材を使ってもてなしするというふうなことでございますので、例えば米沢の

線量をはかって安全だといって真室川で出すというふうなことが十分考えられます。

そこで、線量計があるとすれば真室川ではかれないのか、そこら辺はどうですか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 当町に用意してあるのは空中中の放射線計でございます。その放射線の測定結果については、町のホームページ等で随時公開をさせていただいているところであります。食材についてなりますと、もっと専門的な機械、機器、それから人員が必要、それから経費も必要になってまいります。それから、もちろん当然そうした観点でいえば梅里苑の食材だけでなく、町民の安全ということになればもっとチャンネルが広がってこようかと思いますが、そこをカバーするために圏域で全体で科学的に大丈夫だろうと推定されるというふうなことで現在の検査体制になっていると考えられますので、梅里苑で特別に別途検査機関を利用して検査するということは今現在予定しているところではありません。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 先ほど高橋議員より質問ありました。それに関連しましてちょっとお尋ねしたいと思います。

まず1つは、50名の団体さんの申し込みがあったということでした。それで、あその場所は定員40名という形になっています。40名、50名ですから、受け入れできないと、こういうような返答をしたところだったと思います。しかし、ひとつその中で、旅館法とかいろいろあると思うのですが、定員以上の宿泊というのはこれ絶対にできないのか、できるのか。この辺の規制ですか、あるか、ないか、これひとつ。

そして、梅里苑としての対応の仕方なのですが、旅館は40名なのですけれども、関連施設、コテージ等々あるわけです。ここら辺を含めた宿泊の申し込みに対する受け入れ態勢、こういうものもやっぱり考え合わせたところでの誘客、これをしていかないとせつかくの、50名という相当の誘客です、これら本当にもったいないなと思います。したがって、ここら辺の総合的な、そっちのほうではだめだと言われればしょうがありませんけれども、コテージなども利用してどうですかというような一つの対応の方法なんかもあると思うのです。ここら辺についてお考えをお尋ねします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） まず、1点目の定員の扱いであります、旅館法上40人とありますので、40人は定員であります、臨時的といいますか、一時的に例えば修学旅行とか、そういう際には臨時的に許可、ちょっと今確かでない部分があればなのですが、許可あるいは届け出をすることによって本当に一時的に受け入れすることは可能だというふうに記憶をしているところであります。

（「特に子供な」の声あり）

○産業課長（八鍬重一） ただ、それが常態的に受け入れるというのは困難で、できない法律の運用になっております。

2点目の断り方と申しますか、確かに事案の内容が確かではありませんので、具体的なことはなかなか申し上げにくいのですが、コテージも確かにありますので、コテージを使った対応もできたかなというふうに思いますので、先ほど申し上げたように断り方、できませんで終わりではなくて、こういったことはお願いできないでしょうかというような折衝をするように指導を強めてまいりたいと考えているところです。

（「はい、頑張ってください」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩します。

（午後 零時03分）

（休 憩）

（午後 1時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

初めに、留保している案件について報告を求めたいと思います。

病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） 外山議員の質問に対して留保していた件についてお答えをしたいと思います。

ただ、これは、統計上の集計がないものですから、急遽手で拾ったものですので、若干誤差があるかと思えます。決算までに精査をして数字をきちっとしたものを出したいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。また、町立病院の性格上、町内だけの患者というものがわからなくて、全体、他町村のものも入っているということでご承知おき願ひたいというふうに思えます。

23年度につきましては、合計で375件ほど、金額にして1,663万円ほどの診療報酬の繰り入れがあったということですので、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 9番、佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 私の先ほどの発言中に不穏当な発言をしました。発言の取り消しについて要求をいたします。

除雪の関係において、「—————」というような言葉を取り消していただきますよう申し出るものでございます。議長にはよろしくお取り計らい方お願ひを申し上げます。

○議長（佐藤忠吉） ただいま佐藤一廣議員から発言の取り消しがありました。

お諮りいたします。議員の発言の取り消し要求どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 全員異議なしと認めます。

よって、議員の要求どおり取り消すことにします。また、会議録につきましても削除することといたします。

病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長(佐藤 保) 私の先ほどの発言中に不穏当な発言をしてしまいました。発言の取り消しについて議長よりお詫いを願いたいと思います。

未収金対策の答弁中、「—————」という言葉を取り消していただきますよう申し出するものであります。議長にはよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤忠吉) ただいま病院事務長、佐藤保君から発言の取り消しがありました。

お詫りいたします。事務長の発言の取り消し要求どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 全員異議なしと認めます。

よって、事務長の要求どおり取り消すことにします。また、会議録につきましても削除することにいたします。

引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。外山正利君。

○1番(外山正利) 梅里苑の特別会計の補正予算についてお伺いします。

先ほど来から同僚議員がお客さんの集客、こちら側からいわゆる断っているというようなことでありますけれども、この論議聞いていて町長考え方変わらないですか。町長は、今の状態のままで梅里苑を運営したいとあるいは監査団のほうからも経営形態を変えろと、そして議員の何人から、私も含めて何人から梅里苑の経営形態は変えたほうがいいよと、こういうような提案を我々やってきているわけです。町長は、依然としてこのままでいきたいという答弁をしているわけですが、先ほど八鍬課長の答弁聞いていてどうですか。断りから入るのです。断り方を教えますと。商売やっていて、増収策を先に言って、そして今の現状がこうだと、こういう定員になっているのですと、こういうようなことだすればやっぱり一つの答弁としていいわけですが、何か聞いていてお客さんの断り方を、定員数オーバーしているからと、こういう意味合いだと思いますけれども、そういう論法って私はやっぱり、行政がやっているから、こういうことなのですよ。民間では到底考えられないのです。それと、私は、10年前ですけれども、山形交通の現役のときに山形交通のOB会梅里苑に泊めました。そのときは67名でしたよ。コテージなかったですよ。ちゃんと泊めているのですよ。あの温泉のほうの会議室、大と小あるのです、向かい合わせで。あそこで宴会もし、そして布団も新田支配人が準備して67人泊めているのです。恐らく67というのは梅里苑開苑以来のあれだと思う。真室川町の総合運動公園にグラウンドゴルフとか、それからゲートボールとか、それから観光とかというよう

なことで、山形交通のOB会が県内回って歩くわけです。それで、たまたま私が労働組合の委員長していたときに真室川に来てくれというようなことで、新田支配人と相談したら「まあきちっとした部屋ではないけども、受け入れます」と。こういうことできるわけですよ。それと、建てたときは補助金で建てていますから、ホテル側とこっちとは違うのだと思いますけれども、今はもう町の財産でしょう。だとすれば、営業、あそこを宿泊施設に利用できるようなことをしていればいいわけではないですか。50名来ましたと。今の温泉側の会議室なり、向かいの部屋なり、畳の部屋にできるわけですから、そこに泊めることができるわけでしょう。40名だけで営業をやっていたら中途半端なのです。私何回も行っていきますけれども。ですから、民泊とか、そういうものをして団体客受け入れるような対応をとれないかと、こういうような話をずっとやってきているわけですが、町長に今のやりとり聞いていて考え方変わらないか、変えていくのか、このことをひとつお伺いしたいし、それとあちの温泉のほうの今40名の定員をふやしておくという方策を増収対策としてとれないか、この2点についてお伺いしたい。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 人数については、去年、おととしと古河市からもスポ少来て、50名以上の団体、またプラス地元の子供たちも泊まってそれ以上の人数にはなっているのは八鍬課長も知っているとあります。初めての議会というようなことと、あとは定員が何人というような決まりがあるところとあります。そんな中で、大人に対する子供の人数割というのはあるわけとあります。あとコテージもあったわけとあります。状況を梅里苑にまだ確認しておりませんので、確認しながら、3月の件も含めて確認して、状況を聞いて今後の対応に向けてとっているところとあります。50人、その日がほかのお客がいなくてだったのか、いるから、その人数ではちょっと難しいというようなことがあったのかちょっとわからないと、不明な点もありますので、あとと言われるように以前から指定管理者等を探しながらして、町でいないというような、探し方も足りないというようなことがあろうかと思えます。その辺を担当のほうでも少しずつ、前から検討はしてきているのですけれども、なかなか踏ん切れないというようなところもありますし、まだまだ検討が不十分だと議員が言われる、そういうこともあろうかと思えます。今後につきましても、いろいろな点を含めながら検討してまいりたいと思えます。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） ご質問の2点目の研修室を客室にできないかというご質問ですが、旅館業法必要な設備等、それからほかの用途と兼ね合わせて提供できるのかちょっと研究する必要がありますので、検討しながら、宿泊定員が可能かどうか研究してまいりたいというふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） 前段の部分では町長検討するということですから、ぜひ検討してほしいと思

ます。

やっぱり町でやっているうちは梅里苑は経営改善はできないですよ。これはっきりしていますよ。ですから、やはり民間の力をかりてやらなければ、梅里苑の会計、これは考え方は町長のあれで、梅里苑は町の福利厚生施設だと、こういう考え方だとすればいいのだと思いますけれども、そういうわけにはならないわけですから、こういう事業については。そういうようなことからすれば、私は町でやるには少々無理があるべなと、これからもずっと一般会計の投入は避けられないべなと、こういうように思っていますので、ぜひ意見を検討してやってほしいと、こういうふうに思います。

あとは2点目の関係については、旅館法とか、そういうのあるけれども、今まで新田支配人やってきたことは違反だと、裏を返せばそういうふうにもなるわけですけども、一つの施設の中でいろんな手法があるわけですが、どこの旅館だって。課長は、そういう立場からすればやっぱりきちっと法令のクリアを第一に考えているかもしれませんけれども、営業もやっぱりひとつ考えていかなければならないわけですが。だから、そういうことから考えれば、そんなに難しいことでは私はないと思う。あそこにも泊められるよというキャパだけつくっておけば、先ほど高橋保議員の言った50名ぐらいのお客を受け入れられるわけでしょう。そして、あのコテージ入れたら相当なお客受け入れられるのではないですか。だから、そういう体制をつくるということが増収対策なのです。そこのところを検討しないと、先ほどの答弁みたいなやり方やっていたのでは解決、改善しないですよ。ぜひ検討してください。

終わります。答弁要りません。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。大友又治君。

○7番（大友又治） まず初めに、議長にちょっと、関連になるのですけれども、お許しを願いたいのですが。

○議長（佐藤忠吉） どういうことでしょうか。

○7番（大友又治） というのは、源泉の利用についてなのです。直接的にはこれには載っていないのですが。よろしいですか。

○議長（佐藤忠吉） はい、許可します。

○7番（大友又治） ある講演で、温泉水をトマトとかミニトマトにかけた場合に非常に糖度が上がるということで、その温泉水の利用というのを図ってみたらどうかと。これは源泉らしいのですけれども、かけ流しがいいのかというと、かけ流して排湯がいいのかと、排湯はやっぱり人の油とか、それからいろんな例えば石けんとか、そういうのが入っているので、排湯はちょっと今のところ研究の余地があるけれども、その源泉をトマトにかけることによって、その源泉の温泉水をかけることによって非常にミニトマトの糖度がアップしたという、そういう実験結果があるということで、梅里苑のその源泉の成分をはかったところ、一番いいのは塩分がい

いのだそうですが、塩分のほかに非常にいろんなミネラルがあるということで、そういう塩分プラス微量成分が非常にトマトの糖度アップにいいのではないかといいふうなことをお聞きしたのです。

それで、その梅里苑のその源泉がそういうことにいいということ町長とか産業課長お聞きしたことがあるか、ちょっとそこを確認をしたいのですが。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 温泉水の中での塩化ナトリウム成分の含量が各源泉によって違うということで、町内の一団体から温泉水を使ったトマトの栽培実験をしてみたいということで温泉水の提供の依頼があり、23年度、昨年において提供しました。そして、その結果についても、ポット試験という状況であります。結果として区別、差異があるという結果が出たというレポートをちょうだいしてはいます。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 農業委員会の会合でもそのような話を聞いております。郡内ですと、舟形の源泉が1番だと、次に真室川の温泉だというように聞いております。もっと具体的にで、去年初めてやってと、ことしもやってもらいながら、その違いというか、甘さがどのぐらいになるのかということでは、今後その源泉を利用しながら、作物等に与えながら糖度アップに、よく言えばブランド化につながるようなことになればと思っていますところであります。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 私聞いたのは、何か真室川の梅里苑のほうがいいのではないかといいふうに、梅里苑が1番で、それで、ただ舟形のほうでは非常にそれを前向きにとらえている。ただ、源泉ですから、やっぱり余っているものがないと、源泉が足りないとそこまではいかないかと思うのですが。だから、その源泉がもしそういうゆとりがあるのであれば、そうすると九州かどこかですか、塩トマトとかというブランドで、その塩分を加えることによってトマトが非常に糖度が高くなるということで、それをブランドとしてあれている。例えば温泉水をかけて、それで温泉トマトとか、梅里苑温泉トマトとか、やっぱり先ほど町長言われたようにブランド化に持っていく。これがトマトだけではなくて、ほかにいろんなものに活用できれば、これは源泉のその余剰分がどれぐらいあるかということ、あとはその排湯利用、ところが排湯から例えば石けんなんかをそのままあれたのではだめだから、石けんも別に害のない石けんを使うとか、源泉がそのまま余分があれば源泉を使う、余分がない場合に排湯利用が何かできないかと、その辺の。例えば23年度でやったということですので、だからポット試験ですから、ミニトマト、それから普通の大玉のトマトを栽培している農家も結構いるわけですから、だからそれを積極的に、それから栗谷沢にもあるわけですから、協力をいただいて、町内の栗谷沢が例えば、栗谷沢も結構塩分があそこは多いと思うのですが、だからそういったものを利用して町

のブランド化を図っていくと。だから、温泉の源泉なり、排湯を利用してブランド化を図っていくということもあわせて、もちろん経営も非常に、幾らこれで350万減額っていったって1,280万持ち出しているわけですから、常日ごろですと1,000万円で済んでいるのですよね。ですから、経営の改善もさることながら、そういうことで温泉を利用したブランド化を図っていただきたいと思います。

時間もあれですから、答弁は要りません。先ほど町長それ積極的にやりたいということでしたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4**、報告第5号 専決処分の報告についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5**、報告第6号 専決処分の報告についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。名村肇君。

○6番（名村 肇） 歳出のほうですが、これはほとんど災害復旧費の災害の補てんだというふうに承知しておりますが、防災無線関係での修繕の必要はなかったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 一部雪等でステータがちょっと曲がったやの報告を受けております。それは、通常の修繕費の中で対応してございました。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 名村肇君。

○6番（名村 肇） 課長、たびたびですが、放送自体が若干まだ聞き取りにくいというふうな声があっちこちですしておりますが、それらについてはいかが対処するのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 先般も申し上げております、やはり整備したがゆえに前より悪くなった部分もあります。ということで、それらについてはある程度状況をまとめております。その状況をもって計画的に、例えばスピーカー、前も申し上げましたが、スピーカーの向きを変えるだけで済むのか、増設しなければならないのかもしくは放送塔自体が足りないのかというようなところを区分けをしながら予算等を計上しながら、今後全域で、うちの中ということはこれちょっと難しい部分がございますけれども、緊急音声、緊急信号等については聞こえるようにというようなことで、今年度から調査部分の対応を含めて、場所等計画的に持ちながら対応してまいりたいというふうを考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 名村肇君。

○6番（名村 肇） 議長、この際ですので、関連で防災マップのことをお聞きしたいのですが、発言よろしいでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 第6号、専決処分の議案の中には今防災無線のこともないのですが、参考まで今話をしてもらったところですが、したがって、改めてあなたの要求している発言については、この議案では差し控えていただきたいというふうに思います。

○6番（名村 肇） はい、了解。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 今名村議員が質問された災害復旧のほかに、凍上災の設計額が計上されていません。これは平成18年でしたっけか、あれは、あの当時かなり凍上災ということで、たしか事業量が5億ぐらいではなかったかなと思っているのですが、まず今回の最上管内の中でこの凍上災被害というのは大体推測で道路延長距離でどのぐらいあるものか、予算規模でどの程度ぐらいの見込みをしているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 24年度の当初予算で申請の今時点で概要でございますが、路線数にしまして25路線、災害申請箇所として29カ所、総延長で約10.36キロメートル、概算申請額としまして2億9,600万ほどを見積もっているところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） これから設計を組んで工事が始まると思うのですが、これ単年度でできるものかどうか。翌年度に繰り越す場合もあり得るかもしれませんが。

それと、もう一つは、やっぱり19業者この前もいろいろあったのですが、特例をもって地元業者かなり入ったようですが、地元業者の対応ができるのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 凍上災の査定のスケジュールでございますが、今月25日から29日にかけて山形県に4班の査定官が入ります。これが第2次査定でございます。真室川町には25日に入ります。町申請の物件が4件申請できる予定になってございます。次に、第3次査定でございますが、これは7月23日からの1週間、最上総合支庁管内には2班が入ります。次に、第4次査定が8月20日の週でございますが、これは最上管内には入りません。第5次が8月27日の週でございます。これも最上管内には入りません。第6次査定が最終でございます。9月10日の週になってございます。これには、最上管内に2班の査定官が入る予定になってございます。この間に町で予定してございます25路線の申請を終わす予定となっております。最終の査定が第6次査定、9月10日の週でございますので、その週の物件が単年度で交付決定等の事務処理等がスムーズにいつでも降雪前に着手できるかが、その辺はちょっとスケジュール的に間に合わなくなる可能性も持っている査定期間でございます。

あとは受注業者の件につきましては、町のほうでも平成18年の凍上災の際に受注業者のランクづけですか、それら等も見直してございますので、29カ所の申請が採択されたとしますれば、管内の業者が受託できるような工事の範囲に配分しながら発注していければと考えているところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） それから、この工事の予算については、何らかの形で町の持ち出しはあるのですか。それが1つと。

それから、これお願いなのですが、当然ながら切削のくずが出ます。18年度の当初はかなりのいろんな道路に町のほうで町のダンプを使ってすいていただいたと。大変ありがたかったと。今回もでき得ればそういうような方策をとっていただければ農道の補修なんかができるのですが、ただ、今リサイクルとか何とかって県のほうに返納しなければならぬとかという話もあるのですが、その辺はいかがですか。でき得ればこの前のように各集落の未舗装の部分に補

修をかけていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 災害復旧の工事でございますが、国の負担率が66.7%でございます。その残分は町費というようなとらえ方をしております。

あと舗装盤の切削材の利活用でございますが、18年の凍上災の際には、町でストックしていたものは正直申し上げまして山形県で凍上災害を復旧した際に発生した切削材でございます。町では舗装を工事する際にバックホー等を利用しましてはぎ取りをしております。ですから、切削までは、碎く作業まではしないで産廃処理施設に搬送しておりますので、18年当時は町の工事で切削材が出たという状態はございませんでした。あくまでも県で発生したものを秋山の元町有地にストックしておりまして、それを利用させていただいたというような経過でございますので、今回も山形県でも凍上災害申請しておりますので、県のほうでは凍上災で発生する舗装材は切削処理する予定になっておりますので、それらはまた町のほうでもらい受けながら、活用できるような方向に持っていきたいと考えてございます。

（「ぜひお願いします」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。大友又治君。

○7番（大友又治） この7ページを見ますと、先ほどの凍上災とか、それからあと町道の倒木等を除いて、風害、風による害の合計が1,260万ぐらいだと、ここで今ちょっと計算しますとですね、そのうち1,018万保険金が来ていると、建物共済金がかかっているということですけども、ということは町では単なる火災共済ではなくて自然災害でも、例えば雪害とか風害とか、水害とか、そういうことでももらえる保険に加入しているということになると思うのですが、それでこの、例えばその梅里苑の炭焼き体験の屋根の修繕、それから秋山、それからあとは梅里苑の屋根修繕料からずっとあるのですが、このものについてすべてに入ったわけではないかと思うのですが、その辺のあれはどうでしょう。というのは、このたびの風害で町民の屋根が飛ばされたのが結構あると思うのですが、ただ火災共済しか入っていない方というのは結構あるのです。ですから、それはもう自然災害では対応にならなくて、それで町の住環境快適サポート事業で10%をもらえるだけと。それはしようがないのですが、後ほどそっちもちょっと関連でお伺いしたいのですが、そうするとこの1,164万のうち1,180万共済金がかかっているわけですから、だからこのものについて入っているやつとか入っていなかったやつとかわかりましたらちょっと。つまりこのものについてはまるっきり町の持ち出しだと、このものについては保険金の対応なのだと。つまりこの1,180万の積み上げなのですよ。だから、このものに例えば梅里苑の炭焼き体験の修繕の124万9,000円に対してはこれぐらいの保険料と、もしそれがあれでなければ、ではその災害保険に入っていたものと入っていないものがどれぐらいあるのか、そこをちょっとわかりましたらお聞きしたいのです。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） これ全国町村会の総合賠償保険制度に入っておりますが、主要な建物施設については当然入っておりますが、ちょっと今一覧表、かなり細かいもので、ここに挙げているものも代表的なものでございますので、ちょっと今はその資料を持ってきてございません。もし必要であれば個別に調べてご報告したいと思いますが、ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） というのは、町の施設であるので、単なる火災共済だけでなく、こういった災害でも、例えば自然災害でも保険がおりるような、そういう掛け方をすべきではないかということをお願いするために今それをお聞きしたのです。だから、一覧がわかればなおいのですが。

それで、町としてのその共済の入り方はどうなのか。つまり自然災害でも火災でも、例えば落雷なんかはあれ火災のほうに入るのでしょうけれども、いろんなものに対応できるものに共済として掛けているのか、その辺のところを。それが例えば過剰になるかもわかりません。単なる火災共済よりも本当に総合的な災害にも自然災害でも対応できるとなれば掛金は高くなるでしょうけれども、その考え方。ちょっと総務課長の考え方といいますか、町の施設に対しては総合的な共済を掛けているのか、掛けていないのであればこれからどういうふうを考えているのか、それをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 一般のご家庭向けより、公共施設ということでございまして、そういったもののリスクについては火災等も含め低いものでございます。したがって、掛金の率とその還元率から申せば、一般的な火災保険料のあれと比べますと全国町村会というのは有利にできていると申しますか、そのような仕組みになっているというふうに理解している。ただ、その補償率が幾らでありますとかという面については、大変申しわけないですが、今申し上げましたようにございませぬので、当然ここでその該当になっておりますということになれば、ただシャッターが飛んだだけですとか天井裏が落ちただけというのもそこへ該当します。ただ、下限がございませぬので、その辺の要綱をちょっと持ち帰って確かめますが、後ほど必要でございませぬればその手引書等もございませぬので、お示ししたいなというふうに思いますが。この程度で申しわけございませぬ。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） それで、先ほどちょっと言いかけた関連なのですけれども、今回の風害で住環境快適サポート事業の対象になる、だから本来はここへ住環境快適サポート事業のこれぐらい、例えばどれぐらいの屋根が飛ばされたか、その被害総額の10%は住環境サポート事業で出さ

なくてはいけないわけですから、だから本来であればここに住環境サポート事業のそういう改修とかのこの予算が計上されてもしかるべきかなと思うのです。実際にもう被害に遭って本当に、私の近所でもありました、本当に、それで大変な被害をこうむっているのです。ただ、屋根が飛んだだけではなくて、それによって家具とかいろいろなものがぬれて。だから、屋根をふきかえだけではなくて、いろんな、1階までも滴が雨垂れをしているわけです、非常に膨大な被害があるのです。そこまで住環境の中でするかどうかはちょっと定かではありませんが、その中でいろいろ話してみますとその先ほど言ったような災害に対応する、自然災害に対応する共済に入っていない方が結構いるのです。だから、火災共済だけですから、何にも対応にならないのですよ。だから、町のほうの10%のそれが上限20万ですから、それは、だからその辺のところ例えばいろんな家財なんかがだめになってしたときに住環境では考えているかどうか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。そういうのも予算計上するべきではないか。今回屋根飛ばされたやつの。その屋根飛ばされたやつの10%のやつ、例えば10件あれば20万としたら200万計上しないといけないわけですから、その辺の計上をこの中にすべきではないのかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 町有施設につきましては、予算書のほうで430万ほど、全施設と申しますか、大きな施設で、あとは個別に掛けている分もございますので、この辺は高いものではないということであります。

あとその財産の考え方になろうかと思えます。個人の財産を修繕するために、その個人が保険に入っていないということが果たして公的予算で補てんすべきものなのかと。今回はたまたまうちが住環境快適サポート事業ということを行っていたがために、今回の風害で修繕するものもその中に含めましょうという部類のものでございます。根本的に財産の修繕補てんという考えとはまた異なっておりますので、なおその部分、住環境につきましても前お答えしておりますとおり、これからいっばい来たらどうするのという話は当然補正で対応させていただきまうということでございますので、予算に近づいたらその時点で見越しながら補正をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 参考までに、これまで24件ほど住環境サポートの補助があったのですが、平成24年度分ですね、24のうち15件が屋根の改修工事というふうな形になっております。今総務課長が申し上げたとおり、災害に向けての補助ではございませんので。たまたまその改修にあわせての補助になっておるわけですが、

ちなみに、あと保険の対象になった場合、風水害の保険の対象になった場合も今回の補助金にはあわせて出すことが可能でございますので、あわせて申し添えたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） いや、ですから私はこの住環境、例えば今24件被害に遭ったというのであれば、例えば20万であったって480万ですよ。仮に20万、上限、ぐらい被害があったとすると。そうすると、ここの24年度のこの補正の中に住環境サポートで例えば480万と入れるべきではないのかということを申し上げたのですが、そこの考えはいかがでしょう。それだけのはっきりしているわけですから。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 考え方がちょっと乖離していると思います。災害対策ではございません、住環境快適サポート事業は。たまたま今回風水害と直される方も当然であろうということで取り入れたいわば運用でございまして、災害対策ではございませんので、その辺の切り分けをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 大友君、いいですか。

（「よくはないんですけども」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第6**、報告第7号 平成23年度真室川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第7**、報告第8号 平成23年度真室川町水道事業特別会計繰越計算書の報告についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第8**、議案第25号 真室川町固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第9、議案第26号 真室川町空き家等の適正管理に関する条例の設定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 空き家等の適正管理に関する条例が定められていますが、過去にさかのぼってこのような条例はあったのかどうか。

（「ねえんじゃねえの」の声あり）

○3番（佐藤成子） 答えないでください。

新しく改正として、極めて文を見ますと強い表現で書かれています。やはり昨今町内を見渡しても確かに空き家はふえていると思うのですけれども、前の一般質問の中で子育て支援住宅というふうなことを質問させたときに空き家をどのように有効に使っていくかという中で、町長の前向きな意見で子育て支援住宅という方向性もなきにしもあらずというふうな答弁いただきました。その後の進みぐあいとか、関連して方向性は進んでいるかどうか、伺います。

（「条例のこと言ったんだ」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 条例、担当課は総務課でつくりましたので、ちょっとお答えしたいと思います。

現時点で区長さんをお願いしまして実態調査と申しますか、本当の実態ではございません。外観から判断し得る状況しか今のところはないものですから。それで、各区長さんのほうからその状況ということでお願いして、ある程度の結果が出てございます。その中で、空き家でありますとか、空き家でないのだけれどもというようなところ、あとは所有者がわかっていらっしゃるかと、あとわからないとか、そういうような状況、あと損害の、破損の状況、ひどいとかそこそこ、あとは中あけてみないとわからないのですけれども、そのようなところで結果として集約しただけというのが現時点でございます。したがって、これから役場としてこの条例が制定されますとある程度敷地内に立ち入って状況を見たりとか、あとは黙って中に入ると、これ幾ら条例があってもできませんので、その辺の所有者の特定から入りません。調査ですね。あとは所有者がわかって、今までと同じようなことですが、こういう状況にあるので、もうちょっと管理をやっていただければというようなお願い、助言、強くなればちょっと指導ですね、ちょっともう隣で大変苦労していますよというようなことも含めてになります。最終的には、がちが明かないと、明らかに義務的に管理をするべき状態にあるのにそれを放置しているということがわかれば、こちらとしては命令を出すと、それに従っていただけない場合は公表もあり得るというふうな内容でございます。これの副産物と申しますか、このように調べた、条例に基づいて調査をした結果、利用できるとか、その所有者がほかに利

用できる人いないか探しているようだということがあれば、町長が申し上げたようにそういったほうに利用ができるのではないかという段階でございまして、最上町でも空き家を修繕して貸し出すというようなことも新聞に載っているようでございます。これも調査した結果でそのような住宅があったというようなことでの有効活用というふうなことに繋がっていくものと思われますので、当町としましても今度実態調査できる範囲で調査を試みたいと。

なお、危険であるとかなんとかという部分については、建築主事という資格のある方がいないと、このうちには本当に危険なのかどうかということわかりません。これは市町村にはいませんので、最上管内ではございませんので、県の建築主事というふうなところでの連携をとらないと、どのような方策を持つかということについてはまだいけない状況にありますので、町としては区長さんにそのようなことで実態を一応把握したいので、お願いしたいというようなことお願いしたことの経過から、今の時点で最終形までは至ってございません。強制撤去ですとか、そういったところまでは至っていない内容でございましてけれども、それらの実態を把握するために今議会で提出させていただいたと。今県のほうでは、前8月と言っていました、10月ごろをめどに県としての方針、対策、その方針を出して今年度中に成案としたいというふうな状況でございましたので、先ほど申しあげましたその県との連携の都合上、それらの県の状況を見て、最終的に町が強制撤去までできる、できると申しますか、せざるを得ないといった場合の方策についても検討してまいりたいと。したがって、議員が申された分につきましては今これから実態調査ということになりますので、その状況を見ながら、利用できるものは利用できるのかどうかという検討をしてまいりたいというふうにご考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第10、議案第27号 真室川町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定**についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第11、議案第28号** 平成23年度町道小又大平線大池橋架替工事請負変更契約の締結についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。佐藤正美君。

○8番(佐藤正美) 1点まとめて伺います。

今回除雪が請負契約の中にプラスになったということで、これ多分豪雪で工事に影響があったから、こういうことになったのだろうとは思いますが、この辺の説明と、それから大池橋大変立派にかけかえをしていただきました、これの供用開始はいつごろになるのか。それから、もう一つ、先般大池の区長さんが来て「竣工した場合の竣工式典をどうすんだべや」という話ありましたが、今年度の当初予算の中にたしか竣工式典費が計上されていたようでしたので、多分あるのではないかとということを私申し上げたのですが、その辺、その3つ聞きたいと思います。

○議長(佐藤忠吉) 建設課長、高橋忠君。

○建設課長(高橋 忠) このたびの変更契約の締結でございますが、62万4,750円につきましては除雪工と、あと橋の軌道設置撤去工、アンカー台座モルタルの施工とかコンクリート塗装とか、進入路の盛り土工とかのもろもろの工種の変更等をまとめまして変更したものでございます。豪雪の兼ね合いでの除雪のみの変更ではございません。ただ、変更の工種的な工事費にしてみますと除雪費が最も工事費を占めていましたので、除雪の理由で計上させていただきました。

あと供用開始でございますが、大池の現場等を見ていただきますと、上部工につきましてはほぼ完成の状態でございます。あと水道の新しい橋への添架等も終わってございまして、あと前後の水道管の布設がえの工事が残ってございます。あと社会資本整備総合交付金の交付決定も間もなくなりますので、前後の取り付け道路の工事を発注しますと、それらがすべて工事完

了しますと当該路線は完成になります。ただ、旧橋の撤去だけは来年度予定してございまして、それらの作業をスムーズにやった場合に9月いっぱいぐらいで工事のほうは終わせるのではないかと見積もってございます。ですので、供用開始は9月末もしくは10月初旬ぐらいには供用開始できて、かつその際には竣工式典ですか、を地域の集落の皆さんととり行いたいというようなことで予定してございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 大方同僚議員が質問しましたので、ただ除雪費ということで、本来の62万4,700円何がしの中では除雪費は少ないのだと。契約当初から除雪費というのはあったと思うのですよ。あるべきだと思うのです、積雪地帯ですから。やっぱり豪雪あったからといって、特に豪雪費をまだ補正しなくてはならないというような理屈にならないと思うのですよ。ということは、契約の段階で相手先もわかっているはずですから。相当無理な豪雪だったら、負担の大きい豪雪だったらこれはしょうがないかなということになると思うのですけれども、私はこの程度だったらこの設計の中でもある程度カバーできたのではないかと、当初の設計の中でですね、思ったのですよ。今の課長の説明聞きますと、ちょっと私が思っていたこととは若干違ったようでございますけれども、やはり当初の設計というのを皆さんがしっかり精査しないとこのようなことになってくると思うのですよ。なぜ私はこんなことを言うのかといいますと、これから町で橋梁のかけかえを順次計画していますよというようなことありますものですから、常にこんなことが起きたら大変なことですよ。ですから、口酸っぱいようでございましてけれども、ここで一回けじめつけておかないと、今後このようなことでずるずる、ずるずる補正で増工、増工というようなことになると思うのですよ。もう少しきちっとした設計のありようというものを皆さん方で精査するべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 私どもの説明不足でございましてけれども、提案理由の中で「除雪費等を増工する変更契約」というようなことで記載してございますが、正直申し上げまして豪雪で除雪費がかかり増しするというような設計にはなってございまして、当初設計の段階で橋に対する除雪の経費が漏れていたものを変更契約させていただいたものでございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） だから、何もそんな、当初から除雪費はこのように盛り込んでいますよという中で契約しているわけですから、少しぐらい雪降ったたって応じる必要はないのではないかと私は厳しい言葉で言うのですよ。その辺の考え方なのです。どうですか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 当初設計に除雪費を計上していなかったものでございまして。ですので、今回変更契約させていただいた分は通常ベースの設計上の除雪費を計上させていただいたもので

して、豪雪等で雪が多かった分を盛り込んだというようなものではなっていない。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） でしたらなおさら当初でしっかりした積算のそうした見積もりをとっておいて、あなた方が精査して、それで契約するというのが筋だと思えるのですよ。でないですか。降雪地帯ですよ、降雪地帯。ですから、今後このような橋梁のかけかえを順次計画していますということでもありますので、今後の参考になればいいなと思って特別酸っぱいことを言ったと、ということなのですか。いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 今後の設計におきましては十分気をつけて、抜け落ちることのないように実施していきますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。外山正利君。

○1番（外山正利） ちょっとこの提案理由違うのではないですか、それでは。今の課長言っている答弁だと。なぜ正直に提案理由出さないのですか。最初の設計から抜けていたと、それに従っての今回の除雪増だと、なぜこういう提案できないのですか。これ読んだら、この文章は除雪費増って書いているでしょう、これ。ちょっと訂正しなさいよ、これ。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 変更の内訳でございますが、除雪工が、これは直接工事費でございますけれども、63万2,000円ほどになってございます。そのほかに軌道設置の撤去工というのがございます。この工種が8万3,000円ほどマイナスとなっております。あとはアンカー台座のモルタル工でございますが、これが7万円ほどの増工になってございます。あとコンクリート塗装工でございますが、これが11万3,000円ほどになってございます。あと足回りの足場でございますが、これが9万6,000円ほどの増工になってございます。進入路工の盛り土でございますが、6万5,000円ほどの増工になってございます。これらを合計しますと、直工ベースで89万5,000円ほどになってございます。これを諸経費込みの設計額に置きかえますと106万2,000円ほどになりますが、この工事につきまして、低落札でございますので、落札比率約56%を掛けますと変更契約額の62万4,750円になるものでございまして、提案理由の中に「除雪費等を増工する」というようなことの文章にしてございますが、このように6工種ぐらいの中のものが変わっているものですから、そのような表現にさせていただいたところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） だから、もうちょっとわかりやすく提案理由書いていただかないと、これでは誤解されますよ。やっぱり提案理由がしっかりしていないと、今課長言った説明なんてわからないですよ、我々は。この提案理由だけからすれば。こういうの含まれていますよというようなことはあるにしても、ああ、除雪費がふえたからべなと、この理由だけ見ればそういうふう

に見ますよ、だれだって。ですから、もう少し、確かに今回だけではなくて提案理由についてはいろいろ表現の仕方とか非常に難しい部分はあるにしても、短くしている関係があるにしてもですね、本質的な部分のところをやっぱり書いていただかないと本当の提案理由にはならないのではないかなと。ぜひ今後気をつけていただきたいなど、こういうふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 提案理由の書き方につきましてでございます。

従前もこういった工事物につきましてはいろんな要素のことがございます。変更がございました。その中でも余り書くと専門的用語が出てくるということもございまして、一番大きい金額を「等」という表現をつけてこれまでも表現してきたと。増工という解釈でございますけれども、当時設定した工種になくてもこれは「増工」という言葉をこれまでも使っております。新たに発生した工事内容につきましても増工ということで、これまでの変更契約等の表現をしてございました。これで誤解を招くとか、あとは説明不足という点でありますれば、この辺の書きかえについて今後精査をして、どのような表現が望ましいのかもしくは提案理由説明の際にこれにとらわれないで内容的に細かく説明を申し上げるというようなことで今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで会議を閉じ、休憩します。

（午後 2時05分）

（休 憩）

（午後 2時25分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第12、議案第29号** 平成24年度真室川町一般会計補正予算の件を議題とし

ます。

質疑を求めます。質疑ありませんか。高橋保君。

○5番（高橋 保） 6款1項19節、負担金、補助金及び交付金の中で……

○議長（佐藤忠吉） ページ数を言ってください。

○5番（高橋 保） 9ページです。

○議長（佐藤忠吉） 9ページ。

○5番（高橋 保） いいですか。

○議長（佐藤忠吉） どうぞ。

○5番（高橋 保） 1,273万6,000円の補助がついているわけなのですが、これ国とか県とか、町とかの当然補助があると思うのですが、その補助率、2分の1で1,273万6,000円ついているのかあるいは違うのか。まず、第1場面にその補助率をお聞かせください。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） ただいまの農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金の補助内訳についてお答えをします。

当事業は、県単独で実施している事業でありまして、それに町が支援するというような形で、県が3分の1、町が6分の1、自己負担が2分の1というような負担割合の事業となっております。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 加工所と産直施設ということなのですが、当然その加工所を持つということは雇用が生まれるというふうに私は理解しているのですが、それとその加工の中身、事業計画に載っているその中身ですね、どういうふうな加工所にしていくのか。例えば漬物工場を持つとか、あるいはカット野菜を生産するのだとかいろいろな方法があると思うのですが、そこら辺の事業計画に基づいたその内容をお聞かせください。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） この創意工夫プロジェクト支援事業費補助金については、事業実施主体が真室川町農業協同組合でありまして、事業の内容については産直施設と農産加工所施設改築するという計画になっております。産直施設につきましては、旧、個別名称、固有名詞ですけれども、小松商店跡地をJA真室川町が購入をしまして、その中の店舗の一部を産直施設にするという計画であります。あわせて、加工施設については、真室川町農協の、JA真室川町の安良城支所の1階部分を改築をしまして、主に当面は漬物の加工品製造を目的とした施設改築というふうな事業計画になっております。

そして、当該事業の目標であります。平成28年度を目標年次としまして、売上高として1,200万、雇用として延べ550人、日を計画の目標として策定されているところです。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） では、その雇用を今550、延べ、というふうな、そういうような回答があったわけですが、その中に農協のいわゆる職員の雇用ではなく新しい雇用が生まれるということですか。農協職員ではなくて。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 当該施設は、農協直営による経営を予定しているというふうに聞いております。その雇用については、非常勤職員での店頭の張りつきの職員であったりあるいは加工所の、加工所についても当面年じゅう1年じゅう稼働というよりも、まず秋の収穫物を使った加工品製造ということで、まずは季節営業的、それから順次加工品目を広げていながら年間操業というような計画で聞いておりますが、この計画については期間雇用というようなものを延べ1年、年、日に換算した数値でございます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。大友又治君。

○7番（大友又治） 9ページの総務費の中の辺地共聴施設整備事業費補助金ということで684万8,000円、これが小川内地区の地上デジタルテレビ放送難視解消事業というふうになっているのですが、この前も私一般質問で光を利用してそういう難視聴もできるというふうなことで、光の利用その他をもっとすべきではないかと一般質問させてもらったのですが、この事業の内容。というのは、これをする前に小川内地区では例えばテレビがどこが映っていて、そして去年の7月に移行したわけですから、つまりもうそろそろ1年間たつわけです。1年間、だからこの小川内地区はどういうテレビの視聴をしていたのか、もしそれがわかりましたら。

そして、それがこの事業をすることによってどういう方式で、それからどれぐらいの局のものが見れるようになるのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長、庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） この辺地共聴の事業でございます。

議員おっしゃるように、小川内地区につきまして辺地共聴の補助金というふうなことでございます。昨年7月24日にデジタルに移行しました。それで、光通信を利用した共聴施設、及位地区を中心に真室川いろいろな地区に配信しておりますけれども、小川内につきましては通称小向というふうな地区、それから小川内というふうにありますけれども、その中で小向という地区につきましては映るうち、映らないうちがあるというふうなことで、どういうふうな事業を展開したらいいのかということは、集落ちょっと地区が離れていますので、それをどういう形で結んでいったらいいのか、それぞれ2つ別々に共聴組合をつくったらいいのかという、そういう話し合いをずっと続けておりました。実際映るというふうなことで、そういう話を聞きながら、それからデジサポという、そういった関係機関のほうにも相談をして国のほうからも来ております。どうしようかというふうなことでいろいろ話し合いをした結果、ようやく話が

まとまったのは、それぞれではなくて2つ一緒にやる、そしてなおかつ光ではなくてアンテナ、高性能アンテナというものを地区内に設置しました。それが一番いいという比較設計を行いました、その結果に基づいてこういう補助金が出たということでございます。

そして、あともう一つ議員のご質問であります、その間どうしていたかということでございますけれども、そういう地区に、難視地区という言葉がございますけれども、それにつきましては国が認めた難視地区につきましては衛星放送を見るように、そういった施設といいますか、道具が貸与されます。ということで、その間そういうふうな映らないおうちについては、国のほうから借りて衛星を見ていたというふうなことでございます。それで、事業これから、まだ国の補助がこれから来るのですけれども、一応予定としては補助金申請これから出てくるのですけれども、何とか年内に終了できればすべてのテレビ局は移るというふうな予定でございます。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） それで、これを見てもみますと684万8,000円、これ国から来て、辺地共聴施設整備事業費補助金という形で来てそのまんま町が歳出欄にあるのですけれども、そのアンテナ、いわば共同アンテナを立てるということになるわけですね。それで、その地域負担というのはどういうふうになるのでしょうか。

それと、光を使ったときとの、例えば町内で13の共聴組合を使ってやったわけなのですよ、光を使ってね。それを光を使って仮に共聴組合方式でやったのと、それからこうやって今回アンテナを立てると。それで、先ほど684万8,000円というのは国から来る補助金をそのまんま使うわけですね。ところが、総事業費はもっとそれより高いのか、それで地元負担がどれぐらい発生するのか。

それからあと、光を使ってやった場合とのいろんな比較、個人負担の比較とか、それから全体の事業費の比較とか、そういうことをなされたのか。もちろんなされて、このほうが一番安いということでしたのだとは思いますが、その個人負担分が幾らぐらいあるのか、ちょっとわかりましたら。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長、庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） それでは、最初にその事業費でございますけれども、総額でございますが、今おおよその数字出されておりますけれども、それが812万7,000円という総事業費でございます、戸数14戸というふうなことで計画しております。

それで、これいろいろ算定基準といいますか、その数が多いところ、少ないところいろいろあるのですけれども、大体1人7,000円という基準、7,000円ぐらい負担していただければというふうな、そのぐらいで、7,000円台だと申したほうがいいかもしれません、7,000円台負担で終わるぐらいの経費だというふうに予定しております。

それから、光と高性能アンテナを使った場合の違いでございます。昨年いろいろ、23年度、22年度に辺地共聴で光を使った場合は、うちのほうに情報センターありますけれども、そこで電波を受信して光ケーブルを通して各地区に行きます。これが光のやり方でございます。そうすると、そうした場合いろんな団体、今13の地区が共聴で1カ所にここにアンテナを持って共同で設置しております。そして、配信していくというふうな、そういうふうな事業の内容でございますが、高性能アンテナはその地区だけでございます。その地区に今言った共同アンテナを立てるというふうなことでございますので、その設計なり施工して、お金がございましたけれども、それに係る経費、それも比較設計しております。

あと管理の部分でやはり、地元があれば何かあった場合それを修理すればすぐ映るわけでございますけれども、こういうふう後ろにあるような情報センターにあるような共同の場合だったら、まずそこから、例えば映らなくなった場合ずっといろいろ調べていって映らない原因を探したりというふうなことになるかと、メンテナンスの面ですね、それからあと共同でやはり電気料を払っていたりという、そういうふうなことが出てくるかと思えます。基本的には、設置の考え方につきましては集落と、それから将来的に負担金というのが少しずつ積み立てているというふうな話も聞いておりますので、総合的に考えて何がいいのかというふうなことをその集落で決定しているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） この方式、確かにここで難視聴を解消する、いいのですけれども、もっと早くに、例えば1年間、1年間つまりBSだけしか見れなかったわけですよ、そこはね、だからそれがもともともわかっているのであれば、これはそういうふうに例えば13の共聴組合に配信して見れるようにしたわけですよ。なら1年後にようやく見れるようになると。もっと早くにこういった方式の検討をすべきではなかったのか。だから、難視聴、つまり光を使ってできるのか、できないのか。できなければ、ではどういう方法があるのだと。では、BSだけしか見れなかったということをしてしますと、先ほど私も言いましたように、情報の格差があってはいけないのではないかと。だから、もう7月の24日にデジタルになるということ決まっているのだから、それであれば光でできるのか、別の方法なのか、また別の方法なのかということでもっと早目に検討して、その7月になる前にそういう検討がなされるべきではなかったのか。また、それが小川内とか小向の地区からそういう要望があったのかどうか、その辺を。

町長どうですか、その考え方として。遅過ぎませんか。1年間何も、BSだけしか映らなかったと。だから、その前にもっとアンケートとかいろんなものをとっていけば、もっと早いうちに、つまりデジタルが変わるときに光なりこの共同アンテナなりの方向にもっと早目にできたのではないかと思うのですが、情報の格差がひどいと思うのですが、その辺どうでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長、庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） 今議員おっしゃるように、もっと早くというふうなことでございますけれども、私のほうでも早目しております。昨年中にもう、昨年今ごろにはこういう話をしているのです。というのは、その地区におきましてやっぱり見える部分と見えない部分があったというふうなことで、中にはなかなか、いや、私のうちは映るとか、見れるから、大丈夫なのだよというふうな話がありまして、みんなでやろうといったときに、いや、私入るとか入らないとかという話がありました。それで、デジサポから実際の業者が来まして、ちゃんと受信点なり、その家々の調査いたしました。そうすると、弱いというふうな、やっぱり弱いのですよと言っても映るんだからというふうなことがありまして、いろいろ話をしながら進めてきた経過がございます。東北通信局が来て説明したのです。私もその座談会に参りましたけれども、今映っているけれども、決してよい状態ではないと、電波の状態がよい状態ではありません、ぜひやっぱり共聴組合をつくって高性能アンテナなりを立てていただかないと私たちは保障しませんよというふうな話をしました。それで、いろいろそういうふうなことがあって延びてきたというふうな経過がございます。集落とは常に話をしながら進めてきたというふうなことでございます。

○議長（佐藤忠吉） 町長。

○町長（井上 薫） 対応はしたということで、その地区ではっきりしていなかったというようなこともあったと思います。また、実際テレビを対応しながらやっていたのですけれども、弱かったという方もいて、7月24日過ぎに、ああ、やはりこれではだめだというようなことで、新たにまた話し合いがあって決まったものということだと思います。また、このような件は三滝のほうでもありまして、映るだろうと思っていたのが、あのときも何回も三滝に私も座談会へ行って話はしてきた経緯があります、それでも大丈夫だと言って、今度始まったらやっぱり映らないのだというようなことで、これも最近です。今度は全世帯が三滝のほうでも映るようになりました。そういうこっち、足りなかったことも確かにあるかと思いますが、十分説明しながら説明してきた経過は理解していただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑求めます。佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 私が質問する前に、これちょっと私が今から申し上げることは今回の補正項目にありません。議長の許可を得て、発言を許していただきたいと思うのですが。

○議長（佐藤忠吉） どういう。内容はどう。

○8番（佐藤正美） 今、新年度迎えて消防団活動がいよいよスタートしました。この消防団のはっぴの更新について、この6月議会で言わないと9月まで言えないものですから、議会でご確認くださいという要請もありましてここで発言したいと思うのですが、許可願えませんか。

○議長（佐藤忠吉） 緊急性を認めて許可します。どうぞ。

○8番（佐藤正美） はい、ありがとうございます。

消防団員の服装という点で申し上げるわけですが、この近年かなり立派な服装をそろえていただきました。これは、式典などで見ますと大変すばらしいものだと思います。ただ、反面従来のはんてんというのもまだ生きていますし、これを着用するような指導されているのではないかと思うのですが、まず初めにこのはっぴの着用の義務あるいは必要性についてどのような指導をしているのか、担当課長からお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 担当課長がちょっとこのようなことを申し上げて大変申しわけありませんが、ちょっとその点については承知をしてございません。どの時点で着るべきものなのかという規則については、私は存じていません。ただ、従前は全員着ていると。火事の現場においては、今のあれは訓練服でございます、あくまでも。現在支給しているの訓練服でございますので、現場については防火対策のなされているはっぴをそれぞれの服装の上に着てくると。したがって、昔どおりの火の粉を払う役割は十分果たしておりますし、あと今の訓練服でございます、階級章というものでないとその階級がわからないと、ただはっぴの場合はここに所属分団、班、あと身分についても記載をされているというふうなことでございますので、現場においてははっぴが優先されていると。私としてはその認識でございます、その他規則についてはちょっと申しわけございませんが、認識してございません。申しわけございません。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 結果的には、これ必要な装備品であるということは認めているわけですね。

私が何を言いたいかといいますと、実は私の個人的な家庭のことを例に出しますけれども、今回は私の愚息が持ち回りで部長になったそうです。なかなか地方というか、地域の消防団の団員確保というのはかなり難しいと、それから特に中間幹部になる人が全くいないと。言ってみれば1年交代、2年交代で回っているようなのですが。それはそれでいいのですが、基本的には消防団員というのは任意制ですね。義務ではありません。だから、嫌だと言われると入れない。でも、最近の若い人たちを見ると、みんな素直に消防団に入って、地域のためという気持ちがあるのかどうかわかりませんが、まずまじめにやっているのだなと。実は私の息子が部長の看板をもらってきたのですよ。よく見たら全部これ取れているのです。それで、うちの奥さんが、「何、お父さん」って、「こういうもの着るなや」と。それで、「いや、縫っておけ」と言ったのよ。そしたら「縫わんねえ」と言うのだよな。この生地がないと。「こういうものを着せて消防団員でございますなんておだててだめだね」と逆に私奥さんから言われたのです。

そこで、この古いはっぴの更新というものを、多分こういうのあると思うのですよ。先般男子のなおらいの席で分団長さんたちにも聞きました、私、「どうしてんのや」と。ところが、「新しく服をそろえてもらったもんだから、気の毒ではっぴまでかえと言わんねえ」と。いや、こ

れはおかしいのではないですか。まず、おれは消防団の幹部と言われる、団長含めて、分団長以上がもう少し自分の部下のことを気をつけて、そして着せるものだってもう少しましなものを着せるような配慮というのが必要だと思うのですよ。

(「士気がたげない」の声あり)

○8番(佐藤正美) うん、これで私士気なんか上がらないと思いますよ。最もこれを着る頻度によってだと思のですが、そんなに火事あって困るのですけれども、やっぱり町が着ろということ指導しているとすれば、これは着ざるを得ないのだと。私が申し上げたいのは、こういうものを拾い上げるというその制度といいますか、そういうものを、どうなのですか、これ消防団の幹部の頂点にあるのは町長ですから、やっぱり町長は多分、認識していないと言われればそうかもしれませんけども、ぜひともこういったものを、全部一回で更新しろとは言いません、例えばその分団において20年以上経過したものはどうですかと、更新してあげますよというような段階的なものを踏んで、こういうもの着せないようにするべきではないかと私思うのですよ。どうですか。

○議長(佐藤忠吉) 総務課長、新田隆治君。

○総務課長(新田隆治) 今実物まで見せていただいたのですけれども、随分伝統的に大事にされてきたのだなと思ってございます。

(何事か声あり)

○総務課長(新田隆治) やはりはっぴというのは消防団のステータスシンボルの最も重要なものだというふうには認識してございます。訓練服につきましても、近ごろなかなか地域での同じ仲間の活動というのが少なくなってきたと、残るは消防団だけだろうというような話もあったわけですので、それらの団結をしていただくため、あとはせっかくボランティアでございませぬ、強制はしてございませぬし、という中であっても毎年30人近くは入団してもらっているということについては町としても非常に感謝をしているところでございますので、今までどおりの服がかなり古くなってきたということで、やる気を出していただくと、もって気分も引き締めていただけてますます活動していただきたいという意味も含めまして、前回訓練服の頭から足先まで全部そろえさせていただいたと。何がしかの、3,000円ほどの負担金は、全額ということはいきませんでしたので、3,000円ほどいただきました。それを出すことによって自分も参加しているというようなことも含めたわけでございますが、そのはっぴにつきましてはこちらのほう支給品でございます、それにつきましては。ということですので、それらは年2回に性能検査と、あと装備検査というものをすべてやっていただいています。その中で、そういったものがあって古くて着られないというのであれば、当然それは拒否などをしたことは一回もございませぬ。したがって、この間のその幹部の方々が遠慮されているという部分はちょっと別にしましても、そういった仕組みの中でもう古くてだめなのだよということが班長、部

長、分団長まで通じる状況がちょっとないのかなと思いますので、こちら事務局としましては  
何ら我慢して着ろなどということは一言も言ってごさいませんし、むしろ新しい団員について  
ははっぴも支給してごさいますので、あとは頻繁に階級が変わりますので、やっぱり持ち回り  
と、新しくその人に印刷し直してお上げするという事もなく、使えるうちは歴代引き  
継いできたというふうな部類でもごさいますので、そういう状態になっているものはもう遠慮  
なく言っていただければいつでも、年度途中であってももうそういう状態あって困ったとい  
うことであればおつくりしたいと思いますので、その辺お伝えいただきたい。逆に私どもも今度  
24日の日に総合大会等がごさいます。幹部等も団員も集まってくるので、幹部を通じてその  
ような遠慮なく装備品については言っていただけるように、指導でごさいませんけれども、お  
願いをしまいたい。ちょっとここに副団長いらっしゃいますが、立场上発言はできない  
と思いますので、同じ気持ちかと思っておりますので、それは不自由をさせないように対処してま  
いりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 団長、副団長、何か希望ありませんか。議長許可しますから、もしあれば。

（何事か声あり）

○4番（佐藤 正） かなり大事に使っていただいているというようなことで、私も今同じ分団に所  
属していた分団長でした、元。だから、私もかなり経費的な面で節約をしろというふうなこ  
とを言ってまいったこともありましたので、そのまんま私とした後もそのまんまやっているの  
かなと今改めて感じたところです。

なお、私も分団長から副分団長に任命されておりますので、今後の会議の際にはそのことを  
事務局のほうに申し上げて、つくっていただく旨幹部会でお話しするつもりです。それです  
ご勘弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 常識範囲外の話だと思います。大変議員にご足労をおかけして大変申しわけ  
ないと思います。そこまで遠慮しているとは思わないのですけれども、やはりそういうことも対  
応していく、やっぱり消防団としての対応も必要だと思います。そういう教育も含めて今後対  
応してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 実はこのはっぴ多分私も着たと思うのですよ。大体消防やめて二十五、六年ぐ  
らいになりますから、恐らくこれ3分団の一部というような、私も消防を退団するときには部  
長でありましたので、こういう縁があって来たのかなと。縁があつてはいいのだけれども、こ  
れではひどいものだと。これはぜひとも副団長が、ここである意味ではもう担当課長から町長  
から確約したということですから、ぜひとも全分団の更新するようなものを拾い上げて、そし  
て団員の士気を高めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありますか。佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 8ページ、6款なのですけれども、議長に許可願いたいのですが、ほかの農業ばかりでなく商業関係の話もプラスになりますので、許可願えますでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） どんな話でしょうか。

○3番（佐藤成子） 農商工連携についての内容になります。

○議長（佐藤忠吉） はい、許可します。どうぞ。

○3番（佐藤成子） ありがとうございます。

それでは、この農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費には、今回産直施設にかかわるものと漬物をつくるというふうな予算組みなされていますけれども、例えば商工会が地元にありますけれども、その中で今EM菌という菌を皆さんご存じかと思いますが、米のとぎ汁に入っている菌なのですけれども、それを使ったことによって農作物がどのように育つかということは今研究段階で、ことしから各町村の商工会で研究しています。その中で、それを今度農商工連携というふうに向けて、いずれもしその栽培が成功して商品化できたら販売までこぎつけるようにしたいというふうな目標がありまして、しています。でも、その商工会のほうでもまた来年度に向けても農商工連携のほうに向けて活動していきたいという方針が固まっているようですが、例えば町の中では全然農商工連携という題目すら出てきませんし、例えばそういうふうな農業関係にはいろんな支援事業とか入り込んでくるのですけれども、どこでその農商工連携を前向きにしていく方針が出てくるのか、そしてまたこの予算化になるにはどのような方向性で進むといいのかわからないので、どういうふうに予算組みをしていただけるのか、お尋ねします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 町の6次産業化推進という方針については、町長の施政方針等、あらゆる部分で一つの方針として掲げさせていただいているところでありますし、その中の一つが今回の事業主体が農協さんの本事業であるというふうに思います。ですので、町としてはこのように補正させて事業化に対して応援しているということで、見えないというよりむしろ積極的にやっている立場、団体であるというふうに考えています。さらに、商品開発セミナーということで、農業関係者だけでなく町内の既存の商工業者の皆さんにもお声がけをしながら、過去3年間農工商連携セミナーということで商品開発の研修をしてきましたし、その成果として具体的な商品開発もなされ、今販売途上にあるものもあります。そういった点で、指標に掲げながらも、なおかつ具体的な取り組みとして進めてきているところですので、ぜひ、情報発信として足りないというご指摘だとすれば、今後さらに情報発信が深まるように努めてまいりたいなというふうに考えるところであります。

さらに、具体的な事業を実施するに当たって、いわゆる補助メニュー等のご相談ということ

でありましたらば、事業内容に応じた具体的な補助内容のご紹介なり仲介ということもあろうかというふうに思いますので、計画の内容を具体的にさせていただいた上で担当課のほうに相談していただければよろしいかなというふうに思いますし、それ以前の段階だとすればその以前の段階という前提でいろいろ相談活動をしておりますので、産業課のほうにご相談していただければなというふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 確かに申請とか相談というのは前から聞いていますが、例えば出羽商工会、つまり庄内ですけれども、出羽商工会さんのほうではもう既に市のほうで予算化して、農商工連携ではないのですけれども、福祉の分野までも予算化して助成しているというふうな話を聞いたことがあります。なので、その点に比べますと、町はとても商工に関してはちょっと助成が少したりないというか、言い方が悪いのですけれども、もう少し広い範囲で根差していただけるような方向にさせていただきたいのですが、町長どうですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 最初に言ったEMについては、もう二十数年町の方がやっています。EM米が全国に販売されているわけでありまして。また、そのEMを使った飲料水もインターネットで販売されているのはご存じだと思いますけれども。ですから、農商工の先駆けといいますか、私が知っている限りではそのように商品化されてやられています。また、町としましても、イナゴふりかけもその一つだと思いますし、甚五右エ門に関しましても商店で加工してタルトというようなことで販売がされているのはご存じのとおりであります。そういうところで、いろいろなものがもう製品化されております。ですから、もっともっと商工会の皆さんにも補助金と、あとはいろいろな事業に対してお話をしながら今やってきているところでもあります。また、北部商工会というようなことで、4町村が一体となって今事業化に向けて進めてきているところでもあります。どちらかという、やはり農協の方々のほうが先んじているようなことになっている面もあるわけでありましてけれども、負けじとやっぱり商工会の人たちがもう少し認識を持って積極的に果敢に挑戦していただく。いただいている人もいます。そういう面では十分町としても担当課のほうで支援をしていきながらやってきておりますので、ぜひお話があったら相談に来てもらいたいと思っておりますし、こっちからも農家の人たち、商工会の皆さんにもいろいろな空き店舗の利用とかやられている方もいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありますか。佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 11ページの分館等施設整備補助金なのですが、26万4,000円というようなことになってはいますが、分館はもうほとんどのところの集落にはあるわけなのですが、古くなっているところもかなりあると思うのです。

それで、この補助なのですが、分館の補修等々があると思うのですが、こういう金額ぐらい

でもほとんど間に合っているのでしょうか。ちょっとそのところをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 教育長、竹田嘉里君。

○教育長（竹田嘉里） この規定に基づいて金額を算出しておるわけです。

まず、読みますと対象経費が10万円以上の事業に対して、当該経費の3分の1として300万円を上限とする補助金の形をとっています。各分館のほうから出てくるものがそんなにたくさんは出てきていないものですから、これで十分かということについては私は何とも言えないのですが、ただこういった規定に基づいて教育委員会のほうでは支給をさせていただいているということです。今年度は、この爆弾低気圧で2件が出てまいりまして、規定に基づいて算出してお出しする予定になってここへ盛らせていただいているところです。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 実はある地区では、余り大きい金額だものですから、土台の修理をやったわけなのですが、とてもこれらって補修をするということになるとちょっとあれだものですから、自前のところでお金を集めて、公共的なものですから、修理しましょうということで修理をなさっていたところを2カ所ばかり知っております。やはりちょっと直そうということになれば相当な金額かかりますので、そういうような部分の中でもっともって公共的に使う場所の修理等々になるわけですので、もう少し規定を引き上げていただく必要があるのではないかなというふうに思っております。その点、町長どうでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） どのような内容というのは担当課のほうにも相談していただければと思いますけれども、現在のところはこの今の補助率等でやっておりますので、新たにというのはすぐというのはなかなか難しいと思います。また、予算的なこともありますので、現状では今の制度を活用していただければと思います。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありますか。五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 端的でお尋ねをします。

10ページ、11ページ、文化財保護費24万8,000円ほど計上しております。これは調査費ということで、場合によっては町の財産になり、場合によっては誘客にも結べるものかなというような感じがしますので、この文化財調査に対する物件とか場所、これらについてお教えをしてもらいたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 教育長、竹田嘉里君。

○教育長（竹田嘉里） 古屋敷の本覚院薬師堂安置の木造薬師如来座像、それから、これは町指定有形文化財なのですが、あと内町の薬師堂安置の銅造如来像、国指定重要文化財です。

（「もう少し別んとこ調査するんじゃないかな。

はい、わかりました。いいです。」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第13**、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

このたび町長より、人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求められております。

その趣旨等をお手元に配付しておりますので、ご審議願いたいと思います。審議の前に担当課長より推薦に当たっての説明を求めます。町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 人権擁護委員の推薦についてお願いいたします。

候補者の沓澤豊子氏は、現在62歳で、東町1に在住しており、福島県内の短期大学を卒業後、昭和45年から新庄市役所に勤務し、平成20年3月に退職されました。平成21年10月から人権擁護委員を委嘱され、長年の職務経験から行政に対しても明るく、理解があり、積極的に活動していただいております。現在は最上管内8市町村の委員で構成する新庄人権擁護委員協議会の事務局として協議会運営にも中心となって活動しております。また、現在までの人脈やその人柄と豊富な経験を生かし、地元の方々の身近な相談にも懇切丁寧に対応するなど、大変評判のよい人物であります。

以上の活動や経歴から、地域住民の人望も厚く、信頼の置ける人物であります。推薦に当たり、人権擁護委員会法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤忠吉） それでは、意見を求めます。意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認めます。

よって、議会の意見は適任者であると認めることに決定いたしました。

担当課長にお尋ねします。議長から。今の文言の中で、相手を指して「人物」というふうな表現をしていますけれども、果たして「人物」は相手に対して失礼は与えないかというふうな

私思ったのですが、どうでしょうか。「人は」とか。「人物は」なんて人と物と一緒にしたような感じを与えるものですから、ちょっと私思ったところです。なお、議会の皆さんも何かあれば。「人物」でいいですか。いいですか。

(「人物像」という言葉もちゃんとございますんで、  
特段」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) はい、了解しました。

(何事か声あり)

○議長(佐藤忠吉) はい、どうぞ。高橋保君。

○5番(高橋 保) 日程15で、閉会中の常任委員会の所管事務調査があるわけですけれども、そのときに使う次第書を控室に置いてきていますので、一たん考え、ちょっと時間をいただきたい。

(「休憩すっべね。資料配付する」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 暫時休憩します。

(午後 3時12分)

(休 憩)

(午後 3時15分)

○議長(佐藤忠吉) それでは、意見を求めます。意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認めます。

よって、議会の意見は適任者と認めることに決定いたしました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第14、委員会付託事件の報告についてを議題とします。**

初めに、総務文教常任委員長より請願審査の報告を求めます。佐藤一廣総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤一廣)

平成24年6月12日

真室川町議会議長 佐藤忠吉 殿

総務文教常任委員長 佐藤一廣

#### 請 願 審 査 報 告 書

本委員会は、平成24年第2回定例会において付託された下記事件を審査した結果、次のとおり決定したので真室川町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

#### 記

1. 事件名 (1) 請願第1号 脳脊髄液減少症の医療に関する請願書
2. 審査月日 平成24年6月11日
3. 審査結果 請願第1号 採 択

意見書案につきましては、配付されておりますので、割愛をさせていただきます。慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 委員長報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第15**、両常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を議題とします。

総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長から、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申し出があります。初めに、総務文教常任委員長より説明を求めます。佐藤一廣総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤一廣）

平成24年6月12日

真室川町議会議長 佐藤忠吉 殿

総務文教常任委員長 佐藤一廣

閉会中の所管事務調査の申出書

本委員会は、下記により所管事務について閉会中に調査することに決定したので、会議規則第75条の規定により申し出いたします。

記

1. 調査事項 町内所管事務調査

（1）期 間 平成24年7月5（木）～6日（金）の2日間

（2）方 法 調査事項を特定し、所管に属する事務調査

（3）場 所

①町立3小学校・2中学校の現況

②町立真室川病院医師の確保状況、診療所診療体制の状況（町立病院内）

③防災無線等有事対策の現状

④旧大滝小学校廃校利用の状況

（４）調査委員 本委員会所属委員全員

2. 調査事項 県外先進地行政視察研修

（１）期 間 平成24年7月19日（木）～20日（金）（1泊2日）

（２）場 所

①秋田県由利本荘市「小水力発電の現状及び現地視察」

②同 県横手市「横手市空き家等の適正管理に関する状況について」

③同 県仙北市「廃校舎を利用した取り組みの状況について」

（３）目 的 委員の資質向上を図り識見を高めるための先進地視察研修

（４）調査委員 本委員会所属委員全員

3. 派遣委員

総務文教常任委員長 佐藤 一廣

委 員 大友 又治

委 員 佐藤 勝徳

委 員 佐藤 成子

委 員 名村 肇

委 員 五十嵐久芳

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 続いて、産業福祉常任委員長より説明を求めます。高橋保産業福祉常任委員長。

○産業福祉常任委員長（高橋 保）

平成24年6月12日

真室川町議会議長 佐藤 忠吉 殿

産業福祉常任委員長 高橋 保

閉会中の所管事務調査の申出書

本委員会は、下記により所管事務について閉会中に調査することに決定したので、会議規則第75条の規定により申出いたします。

記

1. 調査事項 町内所管事務調査

（１）期 間 平成24年7月2日（月）～3日（火）の2日間

（２）方 法 調査事項を特定し、所管に属する事務調査

（３）場 所

- ①秋山牧場（整備状況、受け入れ状況等）
- ②大池橋完成状況（ぞうし付近道路整備状況）
- ③町道新及位・中ノ股線（H23年度完成分）
- ④町道鏡沢線（H23年度完成分）
- ⑤町道糸出1号線（H23年度完成分）
- ⑥町道野々村・昭和線（H23年度完成分）
- ⑦矢ノ沢地区・太鼓胴（用水路改修状況）
- ⑧梅里苑（改修予定箇所、経営改善進捗状況）
- ⑨平枝炭焼き保存会（加工、販売状況）
- ⑩八敷代里山推進協議会（加工、販売状況）
- ⑪高坂上の沢川災害復旧事業（H23年度完成分）

（4）調査委員 本委員会所属委員全員

2、調査事項、県外先進地視察研修につきまして、総務文教常任委員長が申し上げましたので、省略をさせていただきます。

3. 派遣委員

産業福祉常任委員長 高橋 保  
委員 佐藤 正  
委員 外山 正利  
委員 佐藤 正美  
委員 佐藤 忠吉

以上であります。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、両委員長の説明のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第16**、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についての件を議題とします。

議会改革調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申し出があります。委員長より説明を求めます。佐藤一廣議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（佐藤一廣）

平成24年6月12日

真室川町議会議長 佐藤 忠吉 殿

議会改革調査特別委員長 佐藤 一 廣

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中に継続調査を要するものと決定したので、議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項 議会の改革並びに活性化に関する事務調査
- (1) 期 間 平成24年6月から12月の期間中
- (2) 内 容 ①議会改革についての会議の開催  
②各地区での議会報告会についての会議の開催  
(真室川地区、安良城地区、釜淵地区、及位地区内)
- (3) 調査委員 本委員会所属委員全員

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第17**、議会広報調査特別委員会の閉会中の継続調査についての件を議題とします。

議会広報調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申し出があります。委員長より説明を求めます。大友又治議会広報調査特別委員長。

○議会広報調査特別委員長（大友又治）

平成24年6月12日

真室川町議会議長 佐藤 忠吉 殿

議会広報調査特別委員長 大友 又 治

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中に継続調査を要するものと決定したので、議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 名  
議会広報第119号の調査及び編集、発行について

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第18**、委員派遣承認要求についての件を議題とします。

お諮りいたします。総務文教常任委員長と産業福祉常任委員長から、会議規則第74条の規定によってお手元に配りましたとおり委員派遣承認要求がありました。委員派遣承認要求のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長からの派遣承認要求のとおり派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 3時30分）

（休 憩）

（午後 3時31分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（佐藤忠吉） この際、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま発議第2号、発議第3号、発議第4号が提出されました。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

これからの議事は、既に配付しております追加議事日程に従って進めてまいります。

なお、本日のさきの日程中、日程第19、閉会とあるのを日程の追加により順次繰り下げ、追加日程第22、閉会といたします。

○議長（佐藤忠吉） **追加日程第19**、議案を上程いたします。

発議第2号 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について、発議第3号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の提出について、発議第4号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、以上3議案を上程いたします。

○議長（佐藤忠吉） 追加日程第20、提出者より提案理由の説明を求めます。

初めに、発議第2号の説明を求めます。佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 発議第2号 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について。

真室川町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成24年6月12日。提出者、真室川町議会議員、佐藤一廣。賛成者、真室川町議会議員、大友又治。賛成者、真室川町議会議員、高橋保。

提案理由。脳脊髄液減少症に関する治療は、一部保険適用になったものの、有効な治療法については全額負担のままであることから、早期に保険全面適用及び医療費窓口負担を無料化し、地域でも治療が受けられるよう強く要望するため提案するものです。

意見書案につきましては、配付されておりますので、割愛をさせていただきます。慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、説明とかえさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） 次に、発議第3号の説明を求めます。佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 発議第3号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の提出について。

真室川町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成24年6月12日。提出者、真室川町議会議員、佐藤正美。賛成者、同、佐藤一廣、賛成者、同、高橋保。

提案理由。尖閣諸島は我が国固有の領土であることは明確であるが、中国が不当に領有権を主張しており、我が国の領土保全は極めて不安定な状況になるおそれがあるため、早急に実効支配を強化し、海洋国家日本の国益を保全するよう強く要望するための提案であります。

なお、提案理由については割愛をさせていただきます。

（「意見書」の声あり）

○8番（佐藤正美） 失礼をしました。意見書については、皆さんに配付されておりますので、割愛をさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） 次に、発議第4号の説明を求めます。五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 発議第4号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について。

真室川町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成24年6月12日。提出者、真室川町議会議員、五十嵐久芳。賛成者、真室川町議会議員、

大友又治。賛成者、真室川町議会議員、佐藤正。

提案理由。拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ許しがたい人権侵害であります。平成14年以降全く伸展がない状況にあるので、北朝鮮の政権交代を機に全精力を傾け、すべての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望するため、提案するものであります。

意見書案につきましては、配付されておりますので、割愛させていただきます。慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願いし、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） **追加日程第21、発議第2号 脳脊髄液減少症の医療に関する意見書の提出について、発議第3号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書の提出について、発議第4号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、以上3議案を一括して議題といたします。**

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず初めに、発議第2号に対する討論を求めます。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

続いて、発議第3号に対する討論を求めます。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

続いて、発議第4号に対する討論を求めます。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

発議第2号についてお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号についてお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第4号についてお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 全員異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **追加日程第22**、以上をもって本定例会に付託された事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成24年第2回真室川町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 3時41分)